

令和7年度大津市防災会議

次 第

日時: 令和8年3月17日(火)10時00分

場所: 大津市役所新館2階

災害対策本部室及びWEB会議室

1 開 会

2 議 題

- ・ 議案第1号 大津市地域防災計画等の修正について(案)

3 そ の 他

- ・ 大津市が実施する防災関連事業について

4 閉 会

【資 料】

- ・ 出席者名簿
- ・ 席 次
- ・ 資料1 令和7年度大津市地域防災計画等修正案(概要版)
- ・ 資料2 議案第1号 大津市地域防災計画等の修正について(案)
- ・ 資料3 令和7年度大津市地域防災計画等修正案(新旧対照表)
- ・ 資料4 大津市が実施する防災関連事業について

令和7年度大津市防災会議 出席者名簿 (3/17当日出席者)

(敬称略)

【大津市防災会議会長】
大津市 市長 佐藤 健司

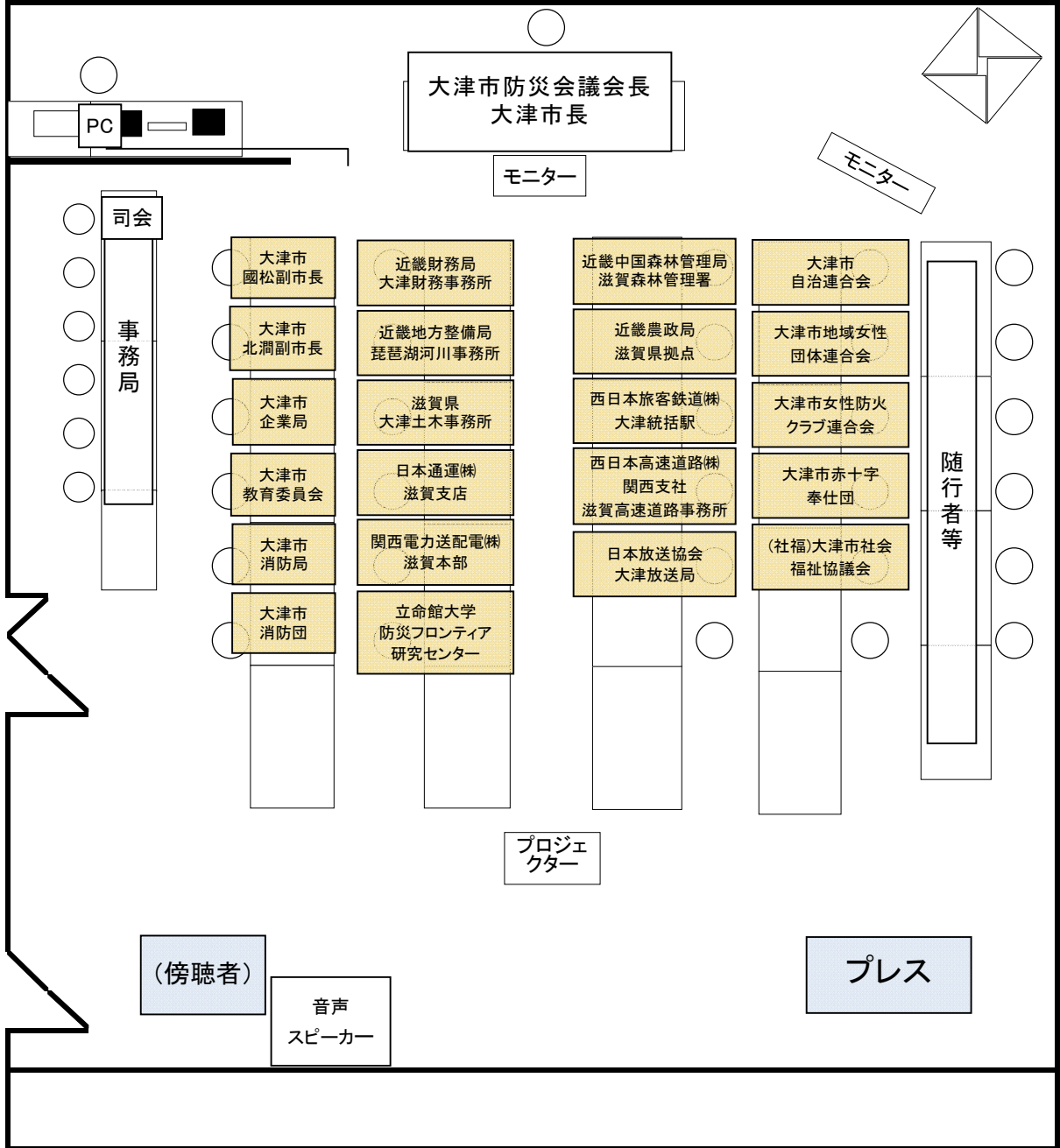
【大津市防災会議委員】 37名中28名 (会場22名、web6名)

号	委員	機 関 名	職 名	委員氏名	出欠状況
第1号	指定地方行政機関	近畿財務局大津財務事務所	所長	日野 幸男	会場
		近畿中国森林管理局滋賀森林管理署	署長	川崎 秀親	会場
		近畿地方整備局琵琶湖河川事務所	事務所長	柴山 慶行	会場
		近畿地方整備局滋賀国道事務所	事務所長	田崎 祥二	欠席
		近畿農政局滋賀県拠点	地方参事官	漆畑 貴俊	会場
		陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊	偵察中隊長	荒牧 永吉	欠席
第2号	県職員	滋賀県防災危機管理局	防災対策室長	中村 淳子	web
		滋賀県大津土木事務所	所長	竹下 滋明	会場
第3号	警察署	大津警察署	署長	四谷 尚佳	web
		大津北警察署	署長	安田 恵介	web
第4号	市職員	大津市	副市長	國松 睦生	会場
		大津市	副市長	北澗 弘康	会場
		大津市企業局	公営企業管理者	南堀 弘	会場
第5号	教育長	大津市教育委員会	教育長	島崎 輝久	会場
第6号	消防局長	大津市消防局	局長	弓坂 則行	会場
	消防団長	大津市消防団	団長	金井 長光	会場
第7号	指定公共機関 指定地方 公共機関	西日本旅客鉄道株式会社 大津統括駅	駅長	堀川 毅	会場
		NTT西日本株式会社 滋賀支店	設備部長	内藤 徳人	欠席
		日本赤十字社 滋賀県支部	事務局長	西出 佳弘	欠席
		日本通運株式会社 滋賀支店	支店長	清水 秀樹	会場
		関西電力送配電株式会社 滋賀本部	滋賀配電営業所長	浦島 佳弘	会場
		京阪電気鉄道株式会社 大津営業部	部長	北 浩二	web
		西日本高速道路株式会社 関西支社 滋賀高速道路事務所	所長	勢渡 智和	会場
		琵琶湖汽船株式会社	船舶運航部長	橋元 健一郎	web
		滋賀県トラック協会 大津支部	支部長	北川 光男	欠席
		日本郵便株式会社大津中央郵便局	局長	江藤 淳	欠席
		日本赤十字社大津赤十字病院	院長	小川 修	web
日本放送協会大津放送局	副部長	河内 博之	会場		
第8号	学識経験者	立命館大学防災フロンティア研究センター	センター長	小川 圭一	会場
第9号	その他市長が特に 必要と認める者	大津市自治連合会	理事	林 勉	会場
		公益社団法人大津市医師会	会長	大森 聖一	欠席
		大津市地域女性団体連合会	会長	音野 潤子	会場
		大津市女性防火クラブ連合会	会長	徳永 恵美子	会場
		大津市赤十字奉仕団	委員長	八軒 艶子	会場
		大津市人権擁護委員協議会	人権擁護委員	西村 貞浩	欠席
		社会福祉法人大津市社会福祉協議会	会長	田中 勉	会場
大津市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山川 すゑ子	欠席		

【事務局】 7名

所属名	職名	氏名
大津市総務部	危機管理監	中川 隆志
大津市総務部 危機・防災対策課	課長	山本 茂
	課長補佐	瀬戸口 健
	総合防災係長	軽野 政樹
	危機管理計画係長	寺村 知容
	主事	野口 成美
	主事	梅津 みのり

令和7年度大津市防災会議 席次（新館2階 災害対策本部室）
令和8年3月17日当日決定版



web参加

滋賀県 防災危機管理局	日本赤十字社 大津赤十字病院
大津北警察署	大津警察署
京阪電気鉄道㈱ 大津営業部	琵琶湖汽船㈱

1 大津市地域防災計画とは

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、大津市の地域に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を「大津市地域防災計画」として策定したものを。

2 計画修正の趣旨

令和 7 年度においては、関連法令の修正等を受けた国の防災基本計画の修正や本市の取組等を「大津市地域防災計画」へ反映し、修正案を取りまとめた。

また、水防法第 33 条の規定に基づき策定された「大津市水防計画」についても修正案をとりまとめた。

3 大津市地域防災計画および大津市水防計画における今回の修正箇所



4 大津市地域防災計画及び大津市水防計画の主な修正内容

（1）関連法令の改正を受けた修正

- ◆ 災害対策基本法、災害救助法、道路法等の修正内容を反映

（2）近年の施策の進展を踏まえた修正

- ◆ 避難所でのこども・若者の居場所の確保を定義
- ◆ 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた大規模事故編の修正を反映

（3）令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正

- ◆ 被災者支援の充実、官民連携や人材育成の推進について追記

（4）南海トラフ地震防災対策に関する修正

- ◆ 国及び滋賀県の計画修正に伴い、震災編の「総則」に位置付けていた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を第 5 章として再編

（5）本市の取組等による修正

- ◆ 新しい地方経済・生活環境創生交付金や緊急防災・減災対策事業債を活用した防災設備の整備・可搬式コンテナ型トイレの整備、トイレカー等の導入について追記
- ◆ 指定避難所となる公共施設に必要な設備の整備において、事前設置型特設公衆電話を追加
- ◆ 新たに指定した指定避難所・指定福祉避難所を追加
- ◆ 新たに締結した防災協定を追加

（6）本市の組織改編による修正

- ◆ 令和 7 年度の機構改革による福祉部局の再編を反映
- ◆ 令和 7 年度の機構改革による「多文化共生・国際室」の新設に伴い、外国人対応の担当部局を産業観光部から政策調整部に変更

大津市地域防災計画等の 修正について（案）

令和8年3月17日

大津市防災会議

大津市地域防災計画の構成

大津市地域防災計画

風水害等対策編

震災対策編

大規模事故対策編

原子力災害対策編

資料編

計画全編に係る
追加・修正等を実施

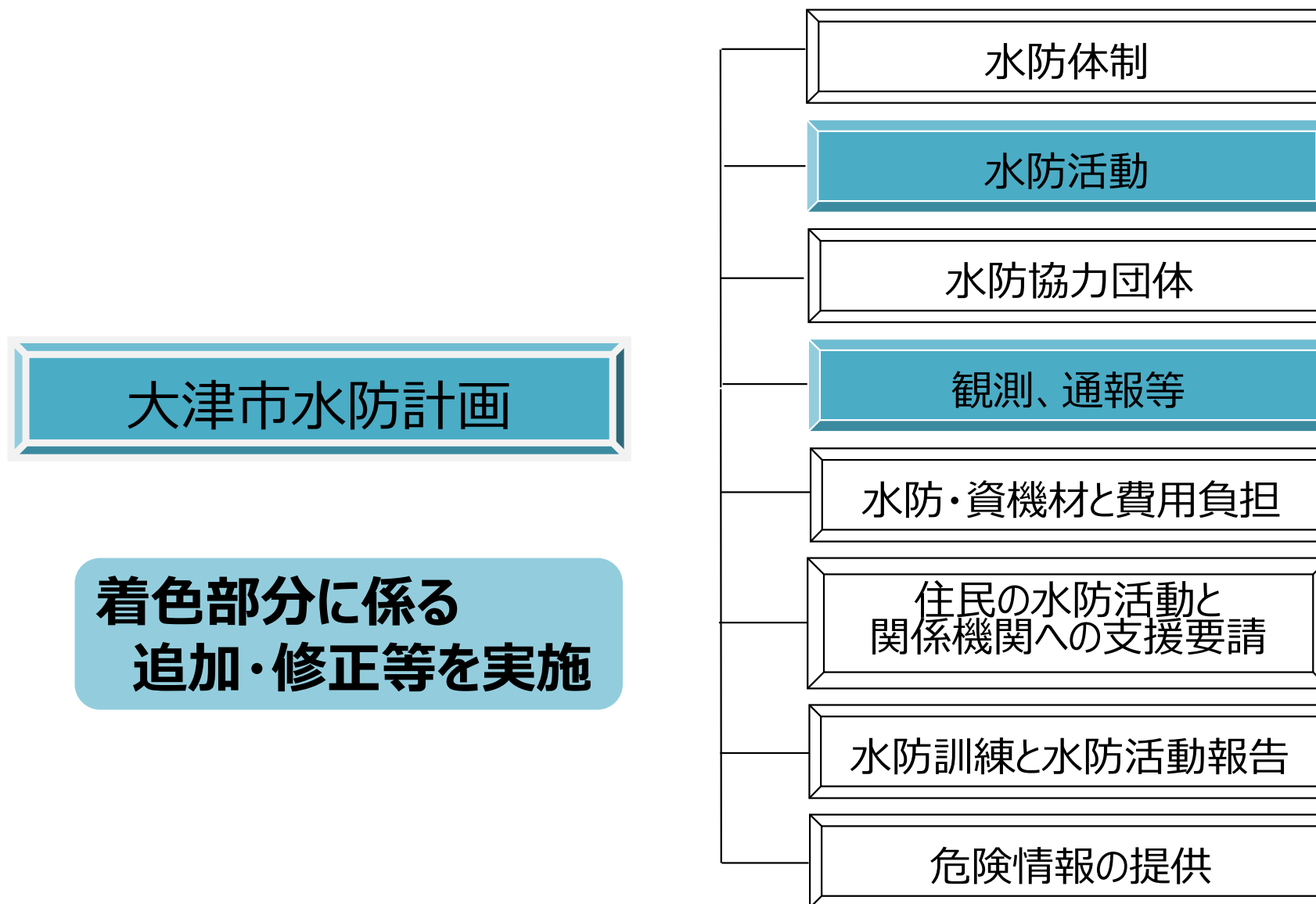
各編の変更箇所をあわせて表示

予防

応急対策

復旧復興

大津市水防計画の構成



着色部分に係る
追加・修正等を実施

主な修正（案）のポイント

① 関連法令の改正を受けた修正

・災害対策基本法、災害救助法、道路法等の修正内容を反映

② 近年の施策の進展を踏まえた修正

・避難所でのこども・若者の居場所の確保を定義
・岩手県大船渡市林野火災を踏まえた大規模事故編の修正を反映

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

・被災者支援の充実、官民連携や人材育成の推進について追記

④ 南海トラフ地震防災対策に関する修正

・国及び滋賀県の計画修正に伴い、震災編の「総則」に位置付けていた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を第5章として再編

⑤ 本市の取組等による修正

・新しい地方経済・生活環境創生交付金や緊急防災・減災対策事業債を活用した防災設備の整備・可搬式コンテナ型トイレの整備、トイレカー等の導入について追記
・指定避難所となる公共施設に必要な設備の整備において、事前設置型特設公衆電話を追加
・新たに締結した防災協定を追加

⑥ 本市の組織改編による修正

・令和7年度の機構改革による福祉部局の再編を反映
・令和7年度の機構改革による「多文化共生・国際室」の新設に伴い、外国人対応の担当部局を産業観光部から政策調整部に変更

① 関連法令の改正を受けた修正

国による災害対応の強化

● 防災基本計画（国）

「市町村から国に対する応急措置実施の要請」の追加



● 大津市地域防災計画

国への応援要請時の対応を具体化

県に対し、国への応急措置の実施要求を行う旨 および

同要求が出来ない場合に直接国へ状況を通知する旨を追記

風水害対策編、震災対策編 第3章災害応急対策計画

① 関連法令の改正を受けた修正

被災者支援の充実

● 防災基本計画（国）

広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携の追記



● 大津市地域防災計画

受入れ先市町との間での被災住民の情報共有 および
受け入れた被災住民に対する支援情報の提供について追記

風水害対策編、震災対策編 第3章災害応急対策計画

① 関連法令の改正を受けた修正

被災者支援の充実

● 防災基本計画（国）

被災者援護協力団体の登録データベース化、平時からの連携

※自治体との情報共有の円滑化・平時からの関係づくりを図ることを目的として、国が事前に登録した災害支援を行うNPO、ボランティア団体等



● 大津市地域防災計画

ボランティアとの平時からの交流・連携について、**被災者援護協力団体**を追記

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

① 関連法令の改正を受けた修正

被災者支援の充実

● 防災基本計画（国）

「地方公共団体による物資の備蓄状況の公表」の追加



● 大津市地域防災計画

年1回、備蓄を広く市民に公表する旨を追記

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

① 関連法令の改正を受けた修正

復旧・復興の迅速化

● 防災基本計画（国）

「地方公共団体による事前復興まちづくり計画作成等による復興事前準備および国によるその促進」の追加



● 大津市地域防災計画

災害復興への備えに「事前準備の観点からの検討」を追加

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

① 関連法令の改正を受けた修正

復旧・復興の迅速化

- 防災基本計画（国）
 - ・「国（国土交通省）」⇒「**道路管理者**」に変更
 - ・「道路啓開等の計画の作成」⇒「**道路啓開計画**の作成」に変更
 - ・「必要に応じた見直し」⇒「**定期的な見直し**」に変更



- 大津市地域防災計画
 - ・緊急輸送活動への備えに「**道路啓開計画の作成**」を明記
 - ・「**定期的な見直し**」を追記

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

② 近年の施策の進展を踏まえた修正

避難所でのこども・若者の居場所の確保

- 防災基本計画（国）
 - ・指定避難所等の運営への子育て家庭の参画推進を追記
 - ・こども・若者の居場所の確保・ニーズへの配慮について追記



- 大津市地域防災計画
 - ・自主防災組織や地区防災計画の策定、復旧・復興のあらゆる場への子育て家庭の参画を推進

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画、第4章災害復旧復興計画

- ・キッズスペースや学習スペースの設置など、避難所における子育て家庭、こども・若者のニーズへの配慮について追記

風水害対策編、震災対策編 第3章災害応急対策計画

② 近年の施策の進展を踏まえた修正

岩手県大船渡市林野火災を踏まえた見直し

- 防災基本計画（国）
 - ・ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防強化
 - ・ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備



- 大津市地域防災計画
 - ・ 強風下も含め林野火災を想定した要領策定
 - ・ 山間地での活動体制の整備
 - ・ 警戒情報等の発表等、出火に関する警戒呼びかけ
 - ・ 意識啓発の強化（啓発用資機材の整備、SNS等の各種媒体の活用、山火事防止運動等の時期をとらえた啓発）

大規模事故対策編 第3章林野火災対策計画 第1節 災害予防対策

- ・ 火災防ぎょ活動に関する記載を具体化

大規模事故対策編 第3章林野火災対策計画 第3節 防ぎょ活動

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

被災者支援の充実

- 防災基本計画（国）
避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化



- 大津市地域防災計画
 - ・ 指定避難所の生活環境維持要領に、栄養バランスの取れた適温の食事の提供、快適なトイレ、医師等による健康管理、家庭動物の同行について記載
 - ・ 生活必需品にプライバシー確保のための物品等を追加

風水害対策編、震災対策編 第3章災害応急対策計画

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

被災者支援の充実

● 防災基本計画（国）

協定・届出避難所にかかる情報の事前把握



● 大津市地域防災計画

- ・ 協定・届出避難所についても、あらかじめ情報を把握
- ・ 在宅避難者等に係る支援拠点の設置、物資・情報の提供等の支援方策の検討

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

官民連携や人材育成の推進

- 防災基本計画（国）
 - ・ 国と全国域の災害中間支援組織である
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）との連携
 - ・ 避難生活支援リーダー/サポーター等、地域ボランティア人材の育成・確保



- 大津市地域防災計画
 - ・ ボランティアとの連携について、JVOADとの発災時における連携体制強化を図ることを記載
 - ・ 避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の平時からの育成・確保について記載

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

消防防災力の充実強化

- 防災基本計画（国）
消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携



- 大津市地域防災計画
市民の防災活動の推進について、
消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る旨を記載

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

インフラ・ライフラインの復旧迅速化

- 防災基本計画（国）
 - ・上下水道一体での災害対応の実施
 - ・災害用井戸・湧水、公共井戸等による代替水源の確保



- 大津市地域防災計画
 - ・上下水道の防災体制の整備について、相互に連携する旨を追記
 - ・生活用水の確保について、公共井戸の整備を追記

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

被災地における学びの確保

- 防災基本計画（国）

被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)による教職員等の派遣



- 大津市地域防災計画

他市での発災時、必要に応じてD-ESTを活用し、応援教職員等の派遣を検討するものとする。

震災対策編 第3章災害応急対策計画

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

防災DXの加速

● 防災基本計画（国）

- ・ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB） や 新物資システム（B-PLo） 等の周知および利活用促進
- ・ 避難所開設時における 全国共通避難所・避難場所ID の報告



● 大津市地域防災計画

- ・ 情報伝達手段同士の必要に応じた連携について追記（SOBO-WEBとの連携を念頭に置いたもの）
- ・ 備蓄状況公表前の確認に、新物資システム（B-PLo） を用いることとする。

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画

- ・ 避難所開設時、当該避難所に付与された 全国共通避難所・避難場所ID を都道府県に報告することとする。

風水害対策編、震災対策編 第3章災害応急対策計画

④ 南海トラフ地震防災対策に関する修正

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（国）
 - ・被害想定の更新
 - ・近年の情勢の変化を踏まえた基本的方針の変更



- 大津市地域防災計画
 - ・南海トラフ地震に関する記載を大幅に加筆し、
震災対策編「第1章 総則」から新たな章として独立・再編
 - ・「第2章 災害予防計画」「第3章 災害応急対策計画」と
対応させながら、臨時情報の種類ごとに記載

震災対策編 第5章南海トラフ地震防災対策推進計画

⑤ 本市の取組等による修正

<p>交付金・地方債を活用した防災設備の整備</p>	<p>可搬式コンテナトイレ</p>
<p>避難所設備の充実</p>	<p>トイレカー(令和8年度導入予定) 生活用水確保のためのろ過装置の購入 事前設置型特設公衆電話の設置</p>
<p>指定緊急避難場所・指定避難所・指定福祉避難所の追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀大学教育学部附属特別支援学校グラウンド ○ 指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・近江勸学館 ・滋賀大学教育学部附属特別支援学校 体育館および日常生活訓練施設 ○ 指定福祉避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・伊香立保育園

風水害対策編、震災対策編 第2章災害予防計画、第3章災害応急対策計画
資料編 8 避難と市民防災、19 その他(2) 協定書等 [大津市]

⑤ 本市の取組等による修正

防災協定の新規締結

- 災害時におけるレンタル機械の提供に関する協定
(株式会社アクティオ西日本支社京滋支店)
- 災害時における生活物資の供給協力に関する協定 (株式会社カインズ)
- 災害時における物資の供給に関する協定
(コーナン商事株式会社)
- 災害時等における次世代自動車からの電力供給に関する協定 (滋賀エムケイ株式会社及び Hyundai Mobility Japan株式会社)
- 災害時における相互連携に関する協定
(NTT西日本株式会社)

資料編 19 その他 (2) 協定書等 [大津市]

⑥ 本市の組織改編による修正

● 令和7年4月の機構改革を反映

・ 福祉部局の再編による修正

旧部局名	新部局名
福祉部 健康保険部	健康福祉部
	こども未来部
	健康福祉部・こども未来部
	健康福祉部・こども未来部こども総合支援局

・ 外国人対応担当部局の変更による修正

旧担当部局	新担当部局
産業観光部 (MICE推進室)	政策調整部 (多文化共生・国際室)

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載しないため、本文中からすべて削除

Table with 4 columns: Page, Before Revision, After Revision, Reason for Revision. It details various amendments to the disaster prevention plan, including updates to rainfall data, social conditions, and emergency response procedures.

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
55	第7 緊急輸送活動への備え (2)緊急通行車両等の事前届出 災害時には被災地における緊急通行車両以外の通行は規制されるため、緊急時に利用が想定される公用車両等については、事前に滋賀県警察本部(交通規制課)又は県(防災危機管理局)に緊急通行車両としての届出を行い、災害時に備える。また、災害時に応急対策を円滑に実施するため、活用が想定される民間車両への輸送車両等の事前届出の周知、普及に努める。	第7 緊急輸送活動への備え (2)緊急通行車両等の事前届出 災害時には被災地において緊急通行路が指定された場合、「緊急通行車両」及び緊急通行車両の対象とならない「規制除外車両」以外の通行は規制されるため、緊急時に利用が想定される公用車両等においては、緊急通行車両の場合、あらかじめ緊急通行車両確認申出書の提出を行い、規制除外車両のうち事前届出対象車両においては、事前届出を行い、災害時に備える。また、災害時に応急対策を円滑に実施するため、活用が想定される民間車両への緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度の周知、普及に努める。	・現状に即した記載に修正 ・規制除外車両について記載
55-56	(3)道路啓開のための準備 災害時の道路啓開を迅速に行うため、作業の優先順位の決定や割り当て等の計画を予め立案するよう努める。道路啓開計画は、定期的に見直しを行う。	(3)道路啓開のための準備 災害時の道路啓開を迅速に行うため、 道路法等に基づき 、作業の優先順位の決定や割り当て等の計画を 定めた道路啓開計画 を予め作成するとともに、 定期的に見直しを行う 。	国・県の計画修正を反映
58	第8 避難誘導と指定避難所等の確保 (3)避難行動要支援者の避難誘導 <福祉部、健康保険部、産業観光部、総務部、教育委員会、消防局、社会福祉事業団> 自力で避難することが困難な要配慮者、いわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。 また、日本語の理解が困難な外国人のために指定緊急避難場所標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めるとともに市は、(公財)大津市国際親善協会と連携し、啓発資料等を作成する。	第8 避難誘導と指定避難所等の確保 (3)避難行動要支援者の避難誘導 < 政策調整部 、総務部、 健康福祉部 、 こども未来部 、教育委員会、消防局、社会福祉事業団> 自力で避難することが困難な要配慮者、いわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。 また、日本語の理解が困難な外国人のために指定緊急避難場所標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めるとともに市は、(公財)大津市国際親善協会と連携し、啓発資料等を作成する。	多文化共生・国際室の新設によるもの
59	ア 在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する資料の整備 (9)個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への支援 市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。	ア 在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する資料の整備 (9)個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への支援 市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への 周知・啓発 や必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。	国の計画修正を反映
60	(5)指定緊急避難場所等・避難路の確保 イ 指定緊急避難 (7)洪水(水防法に基づく琵琶湖、瀬田川、大戸川、草津川の浸水想定区域外(浸水深50cm未満除く))	(5)指定緊急避難場所等・避難路の確保 イ 指定緊急避難 (7)洪水(水防法に基づく 河川 の浸水想定区域外(浸水深50cm未満除く))	令和3年水防法の改正を反映 洪水浸水想定区域の対象河川に、4河川以外の中小河川が含まれるようになったため
61	(6)指定避難所等の確保 <総務部、市民部、福祉部、健康保険部、産業観光部、都市計画部、建設部、教育委員会> イ 指定避難所 (略) さらに、指定避難所となる公共施設については、障害者トイレ、スロープ、手摺り、情報通信機器、字幕放送対応テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。	(6)指定避難所等の確保 < 政策調整部 、総務部、市民部、健康福祉部、こども未来部、都市計画部、建設部、教育委員会> イ 指定避難所 (略) さらに、指定避難所となる公共施設については、 バリアフリー トイレ、スロープ、手摺り、情報通信機器、字幕放送対応テレビ、 事前設置型特設公衆電話 等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。	・多文化共生・国際室の新設による担当部変更 ・国土交通省の表記へ修正 ・本市の事業推進を反映
62	オ 民間・企業施設等の活用 避難者が、あらかじめ市で指定している指定避難所又は、地域で任意に活用する地域避難所において、量的に確保することが困難な場合には、 旅館、ホテル、企業の社屋又は福利厚生施設等 を活用できるよう、必要な事項を事前に関係機関と協議し定めておくこととする。	オ 民間・企業施設等の活用 避難者が、あらかじめ市で指定している指定避難所又は、地域で任意に活用する地域避難所において、量的に確保することが困難な場合には、 旅館、ホテル、宗教施設、企業の社屋又は福利厚生施設等 を活用できるよう、必要な事項を事前に関係機関と協議し定めておくこととする。	本市の事業推進を反映
62	【新設】	カ 届出避難所等の把握 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報の把握に努めるとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 また、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	国・県の計画修正を反映
64	第9 食料・水・生活必需品の調達連携体制 (1)物資の調達に係る連携 ア 備蓄 災害時の食料、水、寝具、衣服、身の回り品、炊飯用具、日用品、食器、光熱材料、衛生用品などの生活必需品は市民自らの備蓄と市及び県の備蓄をもって、 3日間 を目安に対応できるよう努めていく。市は、学区などを単位とした防災拠点の整備を促進し、食料や生活必需品等の備蓄を行うとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。なお、災害時に孤立が予測されるなどの地域特性に応じて備蓄を検討する。また、物資を保管しておく備蓄庫等の計画的整備も合わせて検討する。 【追加】	第9 食料・水・生活必需品の 備蓄 ・調達連携体制 (1)物資の調達に係る連携 ア 備蓄 災害時の食料、水、寝具、衣服、身の回り品、炊飯用具、日用品、食器、光熱材料、衛生用品などの生活必需品は市民自らの備蓄と市及び県の備蓄をもって、 想定し得る最大規模の災害における想定避難者数の3日間分 を目安に対応できるよう努めていく。 市は、学区などを単位とした防災拠点の整備を促進し、食料や生活必需品等の備蓄を行うとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。なお、災害時に孤立が予測されるなどの地域特性に応じて備蓄を検討する。また、物資を保管しておく備蓄庫等の計画的整備も合わせて検討する。 これらの物資については、年1回備蓄状況を住民に広く公表するとともに、新物資システム(B-PLo)を用いて、備蓄状況の確認を行う。	国・県の計画修正を反映
66	(2)生活用水の確保対策 カ 災害用井戸の登録制度の実施	(2)生活用水の確保対策 カ 地域住民、企業が持つ 災害用井戸の登録制度 や公共井戸の整備	国・県の計画修正を反映
67	第10 防疫、保健衛生、遺体対応への備え (2)保健衛生活動 ウ 処理処理 下水道機能の低下、指定避難所における大量の避難者収容等により、処理処理の機能が大幅に低下することが考えられるため、下水道施設等の機能強化を推進するとともに、災害時の処理処理対策として、仮設トイレの備蓄及び分散配置 やトイレカー、可搬式コンテナトイレなどの活用により、機動的な運用に努める 。 なお、仮設トイレには、下水道投入型と貯留型の2タイプがあり、下水道投入型の使用にあたっては、指定避難所等に処理処理入口(マンホールトイレ)の設置を計画的に実施していく必要がある。 また、 備蓄計画としては、250人あたり1基(合計180基)を目標として備蓄に努め、各小中学校の防災倉庫等に分散配置を行う。	第10 防疫、保健衛生、遺体対応への備え (2)保健衛生活動 ウ 処理処理 下水道機能の低下、指定避難所における大量の避難者収容等により、処理処理の機能が大幅に低下することが考えられるため、下水道施設等の機能強化を推進するとともに、災害時の処理処理対策として、仮設トイレの備蓄及び分散配置 やトイレカー、可搬式コンテナトイレなどの活用により、機動的な運用に努める 。 なお、仮設トイレには、下水道投入型と貯留型の2タイプがあり、下水道投入型の使用にあたっては、 処理処理入口(マンホールトイレ)の設置に必要となる下流下水道管の耐震化 を計画的に実施していく必要がある。 また、 50人あたり1基(合計880基)を目標として仮設トイレ及び簡易トイレの備蓄に努め、各小中学校の防災倉庫等に分散配置を行う。	・本市の事業推進を反映 ・国のガイドラインを反映 ・現状のマンホールトイレ計画を反映 ・語句の修正
67	エ 相互協力体制 災害時における廃棄物・処理処理の円滑な実施のため、県内の自治体又はブロック協議会など、自治体間での相互協力体制の構築を進める。	エ 相互協力体制 災害時における廃棄物・処理処理の円滑な実施のため、 災害対応車両検索システム(D-TRACE)の活用も含め 、県内の自治体又はブロック協議会など、自治体間での相互協力体制の構築を進める。	国・県の計画修正を反映
69	第11 災害廃棄物処理体制 (1)水害廃棄物処理 ウ 災害廃棄物処理計画の運用 水害発生時は、収集経路の不通等、通常の処理が困難となる一方、短い期間に大量の廃棄物が発生し、また、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から災害廃棄物の迅速な処理が要求される。 市は、災害廃棄物の処理に際し迅速な対応を行うため、大津市災害廃棄物処理計画に基づき、事前に仮置場候補地の選定や処理体制を構築しておくものとする。 【追加】	第11 災害廃棄物処理体制 (1)水害廃棄物処理 ウ 災害廃棄物処理計画の運用 水害発生時は、収集経路の不通等、通常の処理が困難となる一方、短い期間に大量の廃棄物が発生し、また、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から災害廃棄物の迅速な処理が要求される。 市は、災害廃棄物の処理に際し迅速な対応を行うため、大津市災害廃棄物処理計画に基づき、事前に仮置場候補地の選定や処理体制を構築しておくものとする。 また、大津市災害廃棄物処理計画に基づき災害対応時に核となる人材の育成を行い、計画の実行性の向上に努める。	国の計画修正を反映(本市の災害廃棄物処理計画の運用状況を考慮)
70,71	第12 ライフラインの応急復旧活動への備え (1)水道に関する災害応急復旧体制の整備 水道事業者は、災害時における水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。 (2) (略) (3)下水道に関する災害応急復旧体制の整備 下水道事業者は、災害時における下水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。	第12 ライフラインの応急復旧活動への備え (1)水道に関する災害応急復旧体制の整備 水道事業者は、災害時における水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、 下水道事業者との連携の元 、平常時から防災体制を整備する。 (2) (略) (3)下水道に関する災害応急復旧体制の整備 下水道事業者は、災害時における下水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、 水道事業者との連携の元 、平常時から防災体制を整備する。	国・県の計画修正を反映

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
72	(5)電気通信に関する災害応急復旧体制の整備 <西日本電信電話株> 電気通信事業者は、災害時における電気通信設備等の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。 ア 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備 イ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等を明示した行動指針等の整備 【新設】	(5)電気通信に関する災害応急復旧体制の整備 <NTT西日本株> 電気通信事業者は、災害時における電気通信設備等の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。 ア 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備 イ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等を明示した行動指針等の整備 ウ 指定避難所となる学校等の公共施設を中心に被災者等の通信を確保するため、事前設置型特設公衆電話を整備	本市の事業推進を反映
73	第13 被災者等への的確な情報伝達活動への備え (1)広報体制の整備 エ 広報手段については、携帯端末のエリアメール・緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやデジタル放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、放送設備を搭載した広報用車両の充実を図る。	第13 被災者等への的確な情報伝達活動への備え (1)広報体制の整備 エ 広報手段については、携帯端末のエリアメール・緊急速報メール機能、 携帯端末用アプリ 、ソーシャルメディアやデジタル放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、放送設備を搭載した広報用車両の充実を図る。	本市の事業推進を反映(ポケットおおつ、大津市防災ナビ)
74	第14 ボランティアとの連携 (2)ボランティアとの連携強化 災害時における被災者へのきめ細かいサービスの提供、復旧活動の支援など、ボランティアは災害対策に大きな役割を果たすため、ボランティアとの協力・連携体制の強化を推進する必要がある。 ア (略) イ 学区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、市内のボランティア団体・グループなどについては、各団体の意向を踏まえつつ、交流・連携に努めるとともに、県および県社協と連携し、市外のボランティア団体との交流・連携についても検討していく。 【追加】 【新設】 ウ 通訳等の日本語支援を行なうボランティアについては、災害時における外国人支援に重要な役割を果たすと想定されるため、今後、市内外の国際交流団体等との連携を図り、支援体制を整えていく。 エ 応急危険度判定士(震災時の被災建築物応急危険度判定)、被災宅地危険度判定士(風水害時、震災時の被災宅地危険度判定)については、災害時において重要な役割を果たすと想定されるため、県と連携し、関係団体との連携に努める。 オ ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、その普及啓発に努める。	第14 ボランティアとの連携 (2)ボランティアとの連携強化 災害時における被災者へのきめ細かいサービスの提供、復旧活動の支援など、ボランティアは災害対策に大きな役割を果たすため、 国の被災者援護協力団体登録制度の運用も踏まえて 、ボランティアとの協力・連携体制の強化を推進する必要がある。 ア (略) イ 学区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、市内のボランティア団体・グループ、 被災者援護協力団体 などについては、各団体の意向を踏まえつつ、交流・連携に努めるとともに、 県および県社協と連携し、市外のボランティア団体等との交流・連携についても検討していく。 併せて、全国域の災害中間支援組織である全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)とも連携し、発災時における連携体制強化を図っていく。 ウ 市町は、あらかじめ避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 エ 通訳等の日本語支援を行なうボランティアについては、災害時における外国人支援に重要な役割を果たすと想定されるため、今後、市内外の国際交流団体等との連携を図り、支援体制を整えていく。 オ 応急危険度判定士(震災時の被災建築物応急危険度判定)、被災宅地危険度判定士(風水害時、震災時の被災宅地危険度判定)については、災害時において重要な役割を果たすと想定されるため、県と連携し、関係団体との連携に努める。 カ ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、その普及啓発に努める。	国・県の計画修正を反映
75	(3)ボランティアへの対応 (略) 災害時は、 庁舎新館1階会議室 等の市の指定する場所に「大津市災害ボランティアセンター」を開設し、参集する一般ボランティアの受け入れを行うとともに、活動場所の斡旋、資機材の調達、情報の収集・提供、ボランティア保険の加入手続き等、ボランティア活動を支援する。	(3)ボランティアへの対応 (略) 災害時は、 庁舎新館 の市の指定する場所に「大津市災害ボランティアセンター」を開設し、参集する一般ボランティアの受け入れを行うとともに、活動場所の斡旋、資機材の調達、情報の収集・提供、ボランティア保険の加入手続き等、ボランティア活動を支援する。	庁舎新館1階には会議室が存在しないため
77	第16 防災訓練の実施 (1)総合防災訓練の実施 ア 総合防災訓練 (略) また、訓練には、高齢者、障害者、外国人(多言語対応)等の要配慮者の支援に必要な内容を取り入れるよう図るとともに、 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点 に配慮するよう努めるものとする。	第16 防災訓練の実施 (1)総合防災訓練の実施 ア 総合防災訓練 (略) また、訓練には、高齢者、障害者、外国人(多言語対応)等の要配慮者の支援に必要な内容を取り入れるよう図るとともに、 年齢・性別による被災時のニーズの違い等多様な視点 に配慮するよう努めるものとする。	国・県の計画修正を反映
79	第17 災害復旧・復興への備え 【基本方針】 円滑な災害復旧・復興の実施のため、 重要構造物・施設・設備等の情報及び図面等の整備 保全ならびに土地情報のデータ化を図る。 (1)行政資料の保存 災害により市庁舎等が被害を受けた場合、戸籍、住民票、登記、税務資料等の行政資料が失われ、災害対策や円滑な行政推進に支障をきたすことが考えられるため、各種資料の保全に万全を期す。 ア 発災後においても円滑に行政を推進できるよう、個人情報や市民生活に直結した行政推進情報をはじめとした重要なデータについては バックアップデータを作成し、同時被災・散逸を回避するために地域的に離れた施設で保管 するなど、行政資料の保全対策に努める。 (2)地籍調査の推進 (略)	第17 災害復旧・復興への備え 【基本方針】 円滑な災害復旧・復興の実施のため、 事前準備の観点からの検討、重要構造物・施設・設備等の情報及び図面等の整備 保全ならびに土地情報のデータ化を図る。 (1)行政資料の保存 災害により市庁舎等が被害を受けた場合、戸籍、住民票、登記、税務資料等の行政資料が失われ、災害対策や円滑な行政推進に支障をきたすことが考えられるため、各種資料の保全に万全を期す。 ア 発災後においても円滑に行政を推進できるよう、個人情報や市民生活に直結した行政推進情報をはじめとした重要なデータについては、 同時被災・散逸を回避するために地域的に離れた施設で運用管理 するなど、行政資料の保全対策に努める。 (2)地籍調査の推進 <建設部> (略)	・震災対策編の変更を受けた修正(事前復興まちづくり計画については、面的な整備を想定しないので記載しないが、事前準備は風水害編においても必要であるため) ・実態の運用に即した記載に修正 ・担当部局の追記
(80-81)	[情報資産(データ及びプログラム等)についての災害予防対策(政策調整部)] (表)	【削除】	実態に即さない図であるため、削除
第3節 市民の防災活動			
80	第1 防災知識の普及 (1)市民への防災知識の普及 (略)以下のような防災知識普及のための各種事業を推進し、市民の防災知識・防災対応力の向上に努めるとともに、 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点 に配慮するよう努めるものとする。 また、被災後に援助の手をさしのべるボランティアを円滑に受け入れるなどの地域の受援力を強化する。 ・ハザードマップ等各種印刷物の作成 ・テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及 ・研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及 ・ 防災ホームページ を活用した防災知識の普及 ・ 広報誌「広報おおつ」 、「パイプライン」を活用した防災知識の普及 ・防災イベントの実施 ・各種防災講座の実施 ・各種防災訓練の実施 ・防火訪問等による防火・防災予防知識の普及 ・大津市防災士の養成	第1 防災知識の普及 (1)市民への防災知識の普及 (略)以下のような防災知識普及のための各種事業を推進し、市民の防災知識・防災対応力の向上に努めるとともに、 年齢・性別による被災時のニーズの違い等多様な視点 に配慮するよう努めるものとする。 また、被災後に援助の手をさしのべるボランティアを円滑に受け入れるなどの地域の受援力を強化する。 ・ハザードマップ等各種印刷物の作成 ・テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及 ・研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及 ・防災ホームページ、 携帯端末用アプリ を活用した防災知識の普及 ・ 広報紙「広報おおつ」 、「パイプライン」を活用した防災知識の普及 ・防災イベントの実施 ・各種防災講座の実施 ・各種防災訓練の実施 ・防火訪問等による防火・防災予防知識の普及 ・大津市防災士の養成	・国・県の計画修正を反映 ・本市の事業推進を反映 ・広報誌ではなく、広報紙の書き方に統一しているため
80	(2)要配慮者への防災知識の普及 <福祉部、健康保険部、社会福祉事業団、産業観光部、消防局> 災害時においては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の対策が求められることから、要配慮者本人やその家族に対して、災害時の行動に関する基礎知識の普及に努める。	(2)要配慮者への防災知識の普及 < 政策調整部 、健康福祉部、 こども未来部 、消防局、社会福祉事業団> 災害時においては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の対策が求められることから、要配慮者本人やその家族に対して、災害時の行動に関する基礎知識の普及に努める。	多文化共生・国際室の新設によるもの
83	第2 市民の防災活動の推進 【基本方針】 地域防災圏における防災活動を充実させるため、 自主防災組織の設立や訓練等の実施を行うとともに活動支援に努める 。また、地域内の一定の市民及び当該地域に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という)の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の策定の推進に努めるとともに地域の防災体制の強化を図る。	第2 市民の防災活動の推進 【基本方針】 地域防災圏における防災活動を充実させるため、 自主防災組織の設立及び育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る 。また、研修の実施等による組織リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、 女性の参画の促進に努める 。 また、地域内の一定の市民及び当該地域に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という)の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の策定の推進に努めるとともに地域の防災体制の強化を図る。	国・県の計画修正を反映

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。
※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後 (案)	修正理由
83	(1)自主防災組織の整備 イ 組織リーダー 自主防災組織に、組織の中核となるリーダーとして会長、副会長、会計、監事等、随時必要な役員を置く。情報、消火、救出・救護、避難誘導、給食給水等の活動各班については、できるだけ専門知識・専門技術を持つ経験者(消防、警察官、医師、看護師、エンジニア等のOB)に班長になってもらうなど、地域内におけるリーダーの掘り起こしを行うとともに、防災対応力の向上を目指したリーダー研修の実施に努める。その際、 <u>女性の参画の促進に努める。</u>	(1)自主防災組織の整備 イ 組織リーダー 自主防災組織に、組織の中核となるリーダーとして会長、副会長、会計、監事等、随時必要な役員を置く。情報、消火、救出・救護、避難誘導、給食給水等の活動各班については、できるだけ専門知識・専門技術を持つ経験者(消防、警察官、医師、看護師、エンジニア等のOB)に班長になってもらうなど、地域内におけるリーダーの掘り起こしを行うとともに、防災対応力の向上を目指したリーダー研修の実施に努める。その際、 <u>女性や子育て家庭の参画の促進に努める。</u>	国・県の計画修正を反映
86	(2)地区防災計画策定の推進 自主防災組織の参加者をはじめとする地区居住者等は、(略)、地域防災計画に地区防災計画として定めることとする。 なお、策定にあたっては、 <u>高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を推進する。</u>	(2)地区防災計画策定の推進 自主防災組織の参加者をはじめとする地区居住者等は、(略)、地域防災計画に地区防災計画として定めることとする。 なお、策定にあたっては、 <u>高齢者や障害者、女性、子育て家庭、ボランティア団体等、多様な主体の参画を推進する。</u>	国・県の計画修正を反映
第3章 災害応急対策計画			
第1節 災害発生直前の対策			
96	[予報・警報の広報] ア 市民に対する連絡方法 (ウ) 特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法 a 広報車等の拡声装置の利用 b 水防計画によるサイレン等の使用 c 口頭、電話等による通知 d <u>防災行政無線同報系(旧志賀町域)</u> e 防災メール f エリアメール・緊急速報メール	[予報・警報の広報] ア 市民に対する連絡方法 (ウ) 特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法 a 広報車等の拡声装置の利用 b 水防計画によるサイレン等の使用 c 口頭、電話等による通知 【削除】 d 防災メール e エリアメール・緊急速報メール	旧志賀町域のアナログ無線を停波したため
100	[【警戒レベル3】高齢者等避難の実施(災害対策基本法第56条)] ウ 伝達内容 ① 勧告者 (略) [【警戒レベル4】避難指示の実施(災害対策基本法第60条)] イ 伝達内容 ① 勧告者 (略)	[【警戒レベル3】高齢者等避難の実施(災害対策基本法第56条)] ウ 伝達内容 ① 発令者 (略) [【警戒レベル4】避難指示の実施(災害対策基本法第60条)] イ 伝達内容 ① 発令者 (略)	避難情報の呼称の変更(「避難勧告」の廃止)を受けた変更
108	<u>水位観測所における基準値(表)</u>	<u>水位観測所における基準値は、資料編を参照のこと。</u> [資料編 5 観測施設 ウ 水位観測所]	資料編と内容が重複しているため、表を資料編への誘導へ変更
第2節 活動体制の確立			
111	第1 市の活動体制 (3)参集にあたっての留意事項 オ 公共交通機関が寸断され道路事情の悪化が予想される場合は、 <u>徒歩・自転車・バイクのいずれかにより参集するものとする。</u>	第1 市の活動体制 (3)参集にあたっての留意事項 オ 公共交通機関が寸断され道路事情の悪化が予想される場合は、 <u>状況にあわせて自身の安全を確保できる方法により参集するものとする。</u>	実情にあわせた表記に修正
115	【災害警戒本部及び災害対策本部組織図】 本部事務局 事務局員： 長寿政策課 企業局危機管理室	【災害警戒本部及び災害対策本部組織図】 本部事務局 事務局員： こども・若者政策課 企業局企業戦略・危機対策室	機構改革に伴う修正
118	(11)特別調整 【特別調整の関係部及び業務例】 要配慮者 福祉部 【責任部】 健康保険部 ○福祉部 産業観光部 ○健康保険部 教育委員会 ・要配慮者対策に関すること。 ・被災地における福祉活動に関すること。 ・福祉ボランティアへの対応に関すること。 ・園児・児童・生徒の安全確保に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・外国人の対応に関すること。	(11)特別調整 【特別調整の関係部及び業務例】 要配慮者 健康福祉部 【責任部】 こども未来部 ○健康福祉部 政策調整部 ○こども未来部 教育委員会 ・要配慮者対策に関すること。 ・被災地における福祉活動に関すること。 ・福祉ボランティアへの対応に関すること。 ・園児・児童・生徒の安全確保に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・外国人の対応に関すること。	多文化共生・国際室の新設によるもの
120	第2 広域的な応援協力体制 【災害救助法の適用】 エ 災害救助法による救助の種類(略) 【新設】 (4) 災害にかかった住宅の応急修理 (5) 学用品の給与 (6) 埋葬 (7) 死体の捜索及び処理 (8) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	第2 広域的な応援協力体制 【災害救助法の適用】 エ 災害救助法による救助の種類(略) (5) 福祉サービスの提供 (6) 災害にかかった住宅の応急修理 (7) 学用品の給与 (8) 埋葬 (9) 死体の捜索及び処理 (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	法改正に伴う追加
121	(2)県への応援の要請 ア 市長は、知事に応援(職員の派遣を含む。以下同じ)又は応援の斡旋を求めるとして災害対策の万全を期す。	(2)県への応援の要請 ア 市長は、 <u>災害応急対策の実施のために必要があるときは、地方本部リエゾンまたは県本部リエゾンを通じて、知事に応援(職員の派遣を含む。以下同じ)又は応援の斡旋を求めるとして災害対策の万全を期す。</u>	県の計画修正を反映
122	(4)国による応援・代行 大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応が出来ない事態又は、市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国が応急措置の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。	(4)国による応援・代行 市町は、 <u>応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、国に対する応急措置の実施を求めるものとする。市町はこの要求ができない場合は、その旨および当該市町の地域における災害の状況を国に通知するものとする。</u>	・国・県の計画修正を反映 ・より実効的な記載へ変更
125	第3 防災関係機関等との連携 (1)防災関係機関との連携 西日本旅客鉄道(株)大津駅	第3 防災関係機関等との連携 (1)防災関係機関との連携 西日本旅客鉄道(株)大津 統括 駅	JR機構改革に伴う修正
第7節 避難者の受入れ			
153	避難要領<勤務時間内> (図は別紙1参照)	避難要領<勤務時間内> (図は別紙1参照)	避難勧告、要援護者等の古い呼称を変更
154	避難要領<勤務時間外> (図は別紙2参照)	避難要領<勤務時間外> (図は別紙2参照)	避難勧告、要援護者等の古い呼称を変更
157	第2 指定避難所 (1)指定避難所の開設 市は、(略)、指定避難所として開設する。 指定された指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、(略)	第2 指定避難所 (1)指定避難所の開設 市は、(略)、指定避難所として開設する。 <u>避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に譲られるよう、避難所の開設状況等とともに、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを都道府県に報告する。</u> 指定された指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、(略)	国の計画修正を反映
158	(2)指定避難所の運営 (略) また、プライバシーの確保、要配慮者等のニーズや、性別および性的指向・ジェンダーアイデンティティによるニーズの違い等配慮する。	(2)指定避難所の運営 (略) また、プライバシーの確保、要配慮者等のニーズや、性別および性的指向・ジェンダーアイデンティティ、 <u>家庭動物の飼育の有無</u> によるニーズの違い等配慮する。	県の計画修正を反映

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後 (案)	修正理由
158-159	<p>〔指定避難所の生活環境維持要領〕</p> <p>エ プライバシー保護 (7) 間仕切り等の導入 避難生活の長期化に対応して、避難者の世帯間を仕切るためのパネル等を導入する等、避難者のプライバシー確保に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>オ 女性や子育て家庭のニーズに対応した避難所運営 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定緊急避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定緊急避難場所の運営に努める。</p> <p>カ (略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>〔指定避難所の生活環境維持要領〕</p> <p>エ プライバシー保護 (7) 間仕切り等の導入 市は、避難所開設当初からプライバシー確保のためパーティション等の設置に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>オ 女性や子育て家庭のニーズに対応した避難所運営 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 子ども・若者の居場所の確保 キッズスペースや学習スペースの設置など、子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>ク 栄養バランスのとれた適温の食事の提供 炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める。</p> <p>ケ トイレ・入浴施設対策 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等を把握し、必要な対策に努める。</p> <p>コ 避難者の健康管理 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置に努める。</p> <p>サ 家庭動物と同行避難した被災者の受入れ 各避難所運営管理者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。</p>	<p>・国・県の計画修正を反映</p> <p>・誤記の訂正</p>
160	<p>第3 応急仮設住宅等 〔仮設住宅等入居のフロー〕 ※大津市住宅課</p>	<p>第3 応急仮設住宅等 〔仮設住宅等入居のフロー〕 ※大津市住宅政策課</p>	課名変更の反映
162	<p>(4)広域一時滞在 災害発生後、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、他の市町村への広域的な避難および応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受け入れについては直接協議し、県外の市町村への受け入れについては県へ協力を求める。 大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態又は市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国及び関係機関との間で内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。 また、他の市町村からの避難者を受け入れられることができる施設等を予め決定しておくよう努めることとし、他の市町村や県から避難者の受け入れを打診されたときは、可能な限り公共施設を提供するものとする。 【追加】</p>	<p>(4)広域一時滞在 災害発生後、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、他の市町村への広域的な避難および応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受け入れについては直接協議し、県外の市町村への受け入れについては県へ協力を求める。 大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態又は市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国及び関係機関との間で内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。 他の市町村からの避難者を受け入れられることができる施設等を予め決定しておくよう努めることとし、他の市町村や県から避難者の受け入れを打診されたときは、可能な限り公共施設を提供するものとする。 受け入れ先市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p>	国・県の計画修正を反映
163	<p>第4 要配慮者への配慮 (2)避難行動要支援者の避難対策 〔避難行動要支援者の避難要領〕 カ 日本語の理解が困難な外国人 産業観光部は、様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。</p>	<p>第4 要配慮者への配慮 (2)避難行動要支援者の避難対策 〔避難行動要支援者の避難要領〕 カ 日本語の理解が困難な外国人 政策調整部は、様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。</p>	多文化共生・国際室の新設によるもの
166	<p>(9)外国人対策 <産業観光部> (略) 〔外国人への情報提供〕 ア 産業観光部は、国際親善協会等の協力を得て、多言語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。 イ 産業観光部は、外国人支援団体等と連携することにより、日本語の理解が困難な外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。</p>	<p>(9)外国人対策 <政策調整部> (略) 〔外国人への情報提供〕 ア 政策調整部は、国際親善協会等の協力を得て、多言語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。 イ 政策調整部は、外国人支援団体等と連携することにより、日本語の理解が困難な外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。</p>	多文化共生・国際室の新設によるもの
第8節 食料・生活必需品の調達、応急給水活動			
168	<p>〔供給生活必需品一覧〕 ケ 衛生用品 紙おむつ、生理用品等 【新設】</p>	<p>〔供給生活必需品一覧〕 ケ 衛生用品 マスク、アルコール消毒液、紙おむつ、生理用品、トイレトーパー等 コ プライバシー確保のための物品 パーティション等</p>	<p>・震災対策編と物品の記載を統一</p> <p>・国・県の計画修正を反映</p>
170	<p>【新設】</p>	<p>(3)生活用水の確保 <総務部> 総務部は、浄水器等の資機材によるプール水等のろ過により、指定避難所等で生活する避難者の生活用水を確保する。</p>	ろ過装置の購入による追記
第9節 防疫、保健衛生、遺体対応に関する活動			
173	<p>第2 動物収容保護活動 〔動物の愛護及び管理に関する法律施行令〕第2条</p>	<p>第2 動物収容保護活動 〔動物の愛護及び管理に関する法律施行令〕第3条</p>	令和元年の改正を反映
178	<p>第3 保健衛生 (4)仮設便所、し尿処理対策 (略) これらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。</p>	<p>第3 保健衛生 (4)仮設トイレ、し尿処理対策 (略) これらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり2.5リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。</p>	発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引きを引用(令和6年3月 県・近畿地方環境事務所)
179	<p>〔仮設便所の設置要領〕 ウ 仮設便所の設置 (4) 初動対応として、250人あたり1基の割合で、備蓄している仮設便所に対応する。最終的には、100人あたり1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には、業者や近隣自治体から調達した仮設便所を充てる。</p>	<p>〔仮設トイレの設置要領〕 ウ 仮設トイレの設置 (4) 初動対応として、50人あたり1基の割合で、備蓄している仮設トイレに対応する。最終的には、20人あたり1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には、業者や近隣自治体から調達した仮設トイレや簡易トイレを充てる。</p>	<p>・国のガイドラインを反映</p> <p>・表現の修正</p>
第11節 施設、設備の応急復旧活動			
186	<p>西日本高速道路(株)芥木管理事務所 072-622-4887</p>	<p>西日本高速道路(株)関西支社滋賀高速道路事務所 552-2284</p>	所掌変更のため
第12節 被災者等への情報提供			
198	<p>(3)様々な避難者への広報 <健康保険部、福祉部、産業観光部、教育委員会> 関係部局及び防災関係機関は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等、生活環境や居住環境が多様であることを考慮した広報活動に努める。</p>	<p>(3)様々な避難者への広報 <政策調整部、健康福祉部、こども未来部、教育委員会> 関係部局及び防災関係機関は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等、生活環境や居住環境が多様であることを考慮した広報活動に努める。</p>	多文化共生・国際室の新設によるもの
第13節 ボランティアとの連携・義援金品の受入れ			
199	<p>第1 ボランティアとの連携 (1)一般ボランティアへの活動支援 ア 大津市災害ボランティアセンターの開設 ①災害の発生に伴い、多数のボランティア活動の支援が見込まれる場合には、「大津市災害ボランティアセンターの設置に関する協定」に基づき、大津市社会福祉協議会の協力を得て、庁舎新館1階会議室に「大津市災害ボランティアセンター」を開設する。</p>	<p>第1 ボランティアとの連携 (1)一般ボランティアへの活動支援 ア 大津市災害ボランティアセンターの開設 ①災害の発生に伴い、多数のボランティア活動の支援が見込まれる場合には、「大津市災害ボランティアセンターの設置に関する協定」に基づき、大津市社会福祉協議会の協力を得て、庁舎新館に「大津市災害ボランティアセンター」を開設する。</p>	庁舎新館1階には会議室が存在しないため
第4章 災害復旧・復興計画			
第1節 災害復旧・復興計画の作成			
208	<p>第1 災害復旧・復興の基本方針の決定 (1)復旧・復興の基本方針の決定 発災後、できる限り早い時期において、災害に強いまちづくりに向けた復旧・復興の基本方針を定める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p>	<p>第1 災害復旧・復興の基本方針の決定 (1)復旧・復興の基本方針の決定 発災後、できる限り早い時期において、災害に強いまちづくりに向けた復旧・復興の基本方針を定める。その際、多様な視点を確保する観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性、子育て家庭、障害者や高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p>	県の計画修正を反映
第4節 被災者等の生活再建等の支援			
222-223	<p>(4)被災者支援等の弾力的対応</p> <p>12 居住家屋の半壊以上 使用料の減免 (略)</p> <p>14 不慮の災害(震災・風水害・火災等) (略)</p> <p>15 災害で家屋が全壊する等 (略)</p> <p>16 災害で経営に支障を生ずる (略)</p>	<p>(4)被災者支援等の弾力的対応</p> <p>12 居住家屋の半壊以上 障害者福祉施設使用料の減免 (略)</p> <p>13 不慮の災害により生活の基盤となる資産に重大な損害を受けたとき (略)</p> <p>14 不慮の災害(震災・風水害・火災等) (略)</p> <p>15 災害で家屋が全壊する等 国民健康保険料減免制度 (略)</p> <p>16 災害で家屋が全壊する等 後期高齢者医療保険料減免制度 (略)</p> <p>17 災害で経営に支障を生ずる (略)</p>	<p>・記載が漏れていた項目13について追記</p> <p>・使用料について、具体的な表記に修正</p> <p>・後期高齢者医療制度においても保険料・一部負担金の免除・減免制度が存在するため、追記</p>

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
＜震災対策編＞			
全編	福祉部 健康保険部	健康福祉部、子ども未来部、健康福祉部・子ども未来部、健康福祉部・子ども未来部 部子ども総合支援局	機構改革に伴う修正(4区分にて修正)
全編	健康保険部(保健所)	健康福祉部(保健所)	機構改革に伴う修正
全編	西日本電信電話株	NTT西日本株	社名変更を反映した修正
全編	便所	トイレ	マンホールトイレ、トイレカー等との語句の統一 ※「公衆便所」は除く
全編	百貨店	商業施設	該当する施設が市内に存在しないため
第1章 総則			
第3節 大津市域の概要			
9	第1 自然的条件 (2) 気象 【気象統計】 過去5カ年の降雨量は、2019年1,494mm、2020年1,645mm、2021年1,816mm、2022年1,482mm、2023年1,408mmと推移している。	第1 自然的条件 (2) 気象 【気象統計】 過去5カ年の降雨量は、2020年1,645mm、2021年1,816mm、2022年1,482mm、2023年1,408mm、2024年1,670mmと推移している。	最新情報への更新(気象庁HPより)
9	表3-1-1 アメダス大津の雨量、風向・風速の極値 要要素/順位 1位 2位 3位 4位 5位 6位 7位 8位 9位 10位 統計期間 日降水量 170.5 170 158 157.5 155 154 143 136 134 131 1977年12月 (mm) (2011/7/15) (2014/6/22) (1985/8/24) (2011/6/24) (1982/8/1) (1987/6/23) (2013/7/16) (1982/8/1) (2003/5/24) (1985/5/12) (2018/7/5) (1999/7/21) (2024/1/19) 日最大1時間降水量 76 64 59 55 52 50.5 50 48 47.5 47 1977年12月 (mm) (2011/7/15) (2014/6/22) (1985/8/24) (1987/6/23) (2013/7/16) (2003/5/24) (1985/5/12) (2018/7/5) (1999/7/21) (2024/1/19) 月降水量の多い方から 505 495 486 483 471.5 462 451 448 435 426.5 1977年12月 (mm) (2006/7/7) (1995/7/7) (1989/9/9) (2011/5/5) (2017/10/5) (1988/5/6) (1993/8/6) (1985/6/6) (1987/7/7) (2014/8/8) (2024/9/9) 月降水量の多い方から 2090 2037 1950 1940 1907 1863 1816 1812 1790 1765 1977年 (mm) (1980/1) (1989/9) (2003/3) (2015/3) (1993/3) (1998/8) (2021/1) (2010/1) (2006/6) (2018/8) (2024/9) 日最大風速・風向 14.9 東南東 12 東 11.9 西 11.7 西 11.6 東南東 11.4 西 11.2 東北西 11.2 西 1977年12月 (m/s) (2011/7/15) (2014/6/22) (1985/8/24) (2013/7/16) (2003/5/24) (1985/5/12) (2018/7/5) (1999/7/21) (2024/1/19)	表3-1-1 アメダス大津の雨量、風向・風速の極値 要要素/順位 1位 2位 3位 4位 5位 6位 7位 8位 9位 10位 統計期間 日降水量 170.5 170 158 157.5 155 154 143 136 134 131 1977年12月 (mm) (2011/7/15) (2014/6/22) (1985/8/24) (1987/6/23) (2013/7/16) (1982/8/1) (2003/5/24) (1985/5/12) (2018/7/5) (1999/7/21) (2024/1/19) 日最大1時間降水量 76 64 59 55 52 50.5 50 48 47.5 47 1977年12月 (mm) (2011/7/15) (2014/6/22) (1985/8/24) (1987/6/23) (2013/7/16) (2003/5/24) (1985/5/12) (2018/7/5) (1999/7/21) (2024/1/19) 月降水量の多い方から 505 495 486 483 471.5 462 451 448 435 426.5 1977年12月 (mm) (2006/7/7) (1995/7/7) (1989/9/9) (2011/5/5) (2017/10/5) (1988/5/6) (1993/8/6) (1985/6/6) (1987/7/7) (2014/8/8) (2024/9/9) 月降水量の多い方から 2090 2037 1950 1940 1907 1863 1816 1812 1790 1765 1977年 (mm) (1980/1) (1989/9) (2003/3) (2015/3) (1993/3) (1998/8) (2021/1) (2010/1) (2006/6) (2018/8) (2024/9) 日最大風速・風向 14.9 東南東 12 東 11.9 西 11.7 西 11.6 東南東 11.4 西 11.2 東北西 11.2 西 1977年12月 (m/s) (2011/7/15) (2014/6/22) (1985/8/24) (2013/7/16) (2003/5/24) (1985/5/12) (2018/7/5) (1999/7/21) (2024/1/19)	最新情報への更新(気象庁HPより)
10	表3-1-2 アメダス南小松の雨量、風向・風速の極値 要要素/順位 1位 2位 3位 4位 5位 6位 7位 8位 9位 10位 統計期間 日降水量 214.5 188 184 161 154 141 139 138.5 137 135.5 1976年4月 (mm) (2018/7/5) (1990/9/9) (1983/9/28) (1996/8/28) (1989/9/3) (1976/6/29) (2011/9/4) (2024/9/28) (1993/6/19) (2010/7/14) (2024/9/9) 日最大1時間降水量 68.5 66.5 59 58 54.5 53 48 46 45 44.5 1976年4月 (mm) (2012/8/18) (2014/8/15) (2007/7/12) (2014/8/23) (2020/7/8) (2004/8/7) (2004/8/5) (1978/7/9) (2008/9/21) (2024/9/9) 月降水量の多い方から 661.5 561.5 530 491 474 439 434.5 430 425.5 423 1976年4月 (mm) (2020/7/7) (2014/8/8) (1989/9/9) (1988/6/6) (1999/6/6) (2011/9/9) (2018/7/7) (1990/9/9) (2021/8/8) (2006/7/7) (2024/9/9) 月降水量の多い方から 2488 2295 2248 2217 2212 2206 2171 2161 2154 2142 1976年 (mm) (1989/9) (1993/3) (1980/1) (1990/1) (2003/3) (2010/1) (1988/8) (1998/8) (2004/4) (2024/9) 日最大風速・風向 19.6 北西 18.8 北西 16.5 南 16.0 北西 15.9 西 15.7 西北西 15.7 北西 15.6 北西 15.5 北西 15.2 北西 1976年11月 (m/s) (2017/10/22) (2017/10/23) (2018/9/4) (2022/4/29) (2022/9/20) (2018/9/30) (2013/9/16) (2009/10/8) (2017/9/18) (2014/4/9) (2024/9/9)	表3-1-2 アメダス南小松の雨量、風向・風速の極値 要要素/順位 1位 2位 3位 4位 5位 6位 7位 8位 9位 10位 統計期間 日降水量 214.5 188 184 161 154 141 139 138.5 137 135.5 1976年4月 (mm) (2018/7/5) (1990/9/9) (1983/9/28) (1996/8/28) (1989/9/3) (1976/6/29) (2011/9/4) (2024/9/28) (1993/6/19) (2010/7/14) (2024/9/9) 日最大1時間降水量 68.5 66.5 59 58 54.5 53 48 46 45 44.5 1976年4月 (mm) (2012/8/18) (2014/8/15) (2007/7/12) (2014/8/23) (2020/7/8) (2004/8/7) (2004/8/5) (1978/7/9) (2008/9/21) (2024/9/9) 月降水量の多い方から 661.5 561.5 530 491 474 439 434.5 430 425.5 423 1976年4月 (mm) (2020/7/7) (2014/8/8) (1989/9/9) (1988/6/6) (1999/6/6) (2011/9/9) (2018/7/7) (1990/9/9) (2021/8/8) (2006/7/7) (2024/9/9) 月降水量の多い方から 2488 2295 2248 2217 2212 2206 2171 2161 2154 2142 1976年 (mm) (1989/9) (1993/3) (1980/1) (1990/1) (2003/3) (2010/1) (1988/8) (1998/8) (2004/4) (2024/9) 日最大風速・風向 19.6 北西 18.8 北西 16.5 南 16.0 北西 15.9 西 15.7 西北西 15.7 北西 15.6 北西 15.5 北西 15.2 北西 1976年11月 (m/s) (2017/10/22) (2017/10/23) (2018/9/4) (2022/4/29) (2022/9/20) (2018/9/30) (2013/9/16) (2009/10/8) (2017/9/18) (2014/4/9) (2024/9/9)	最新情報への更新及び錯誤の修正(気象庁HPより)
13	第2 社会的条件 (1) 人口 平成18年3月20日に旧志賀町と旧大津市とが合併し新しい大津市が発足した。令和6年4月現在の大津市の人口は343,371人、世帯数157,531世帯となっている。 表3-2-1によれば、令和5年資料による65歳以上の高齢者人口が占める割合は27.4%である。	第2 社会的条件 (1) 人口 平成18年3月20日に旧志賀町と旧大津市とが合併し新しい大津市が発足した。令和7年4月現在の大津市の人口は342,941人、世帯数158,955世帯となっている。 表3-2-1によれば、令和7年資料による65歳以上の高齢者人口が占める割合は28.1%である。	最新情報への更新(大津市HPより) ※数値は大津市HP「年齢別・学区別人口統計表(令和7年度)」>「令和7年4月」より
13	表3-2-1 大津市学区別高齢者人口 (略) 令和5年3月31日	表3-2-1 高齢者人口 (略) 令和7年3月31日	最新情報への更新(大津市HPより)および記載方法の変更 ※数値の統一のため、出典元を大津市統計年鑑から大津市HP「年齢別・学区別人口統計表(令和7年度)」>「令和7年4月」へ変更
14	(2) 交通 【鉄道】 (略) 運行する列車のほとんどが京都駅まで直通しており、京都・大阪方面への通勤・通学路線となっているほか、大津京駅、堅田駅に停車する北陸線特急もある。	(2) 交通 【鉄道】 (略) 運行する列車のほとんどが京都駅まで直通しており、京都・大阪方面への通勤・通学路線となっているほか、堅田駅に停車する北陸方面行きの特急もある。	・現状に合わせて修正 ・記載の修正
15	【港湾】 市内には、県や市のほか、民間が所有している港が官民合わせて10港(近江舞子港、琵琶湖大橋港、堅田港、雄琴港、柳が崎港、大津港、におの浜観光港、瀬田唐橋港、石山港、南郷港)と、北小松、和邇、堅田の3漁港が整備されている。特に大津港は、湖上観光の基地として活用されている。	【港湾】 市内には、県や市のほか、民間が所有している港が官民合わせて12港(近江舞子港、琵琶湖大橋港、南小松港、堅田港、雄琴港、藤所港、柳が崎港、大津港、におの浜観光港、瀬田唐橋港、石山港、南郷港)と、北小松、和邇、堅田の3漁港が整備されている。特に大津港は、湖上観光の基地として活用されている。	記載漏れの修正
第5節 防災計画の大綱			
31	第2 応急対策計画 5 指定緊急避難場所・指定避難所対応 また、要配慮者等のニーズや男女双方のニーズ等に留意した安全・安心な指定避難所の設置・運営に努める。	第2 応急対策計画 5 指定緊急避難場所・指定避難所対応 また、要配慮者・子育て世帯等のニーズや年齢・性別による被災時のニーズの違い等に留意した安全・安心な指定避難所の設置・運営に努める。	国の計画修正を反映 (風水害編と記載を統一)
第7節 主な防災関係機関の業務大綱			
38	第6 指定公共機関及び指定地方公共機関 11 (一社)滋賀県LPガス協会 (略) 【新設】	第6 指定公共機関及び指定地方公共機関 11 (一社)滋賀県LPガス協会 (略) 12 滋賀県道路公社 ア 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理 イ 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保 ウ 被災道路施設の復旧	指定地方公共機関への指定を受けた修正 (県の計画修正を反映)
第8節 南海トラフ地震防災推進計画			
40-41	(略)	【節ごと削除】	国・県の計画修正に伴い、末尾に新章を設立したため
第2章 災害予防計画			
第1節 災害に強いまちづくり			
43	第2 構造物・施設等の安全性の確保[震災] (1)公共の構造物・施設等の耐震性確保 ア 市有建築物 市庁舎、消防局、消防署、保健・医療施設、教育施設、社会福祉施設、廃棄物処理施設、その他指定避難所として指定した施設等の防災対策上重要な施設やその他の施設について、「大津市既存建築物耐震改修促進計画」、「大津市公共施設の耐震化推進要領」および「大津市公共施設等総合管理計画」に基づいて耐震性の確保に努める。 イ ライフライン施設 (ア) (略) (イ) 水道施設 (公社)日本水道協会刊行の「水道施設耐震工法指針・解説」及び「水道施設設計指針・解説」に基づいて、水道施設の耐震性確保に努める。 (ウ) ガス施設 (一社)日本ガス協会刊行の「ガス導管耐震設計指針」及び「ガス導管耐震設計の手引き」に基づいて、ガス供給施設の耐震性確保に努める。	第2 構造物・施設等の安全性の確保[震災] (1)公共の構造物・施設等の耐震性確保 ア 市有建築物 市庁舎、消防局、消防署、保健・医療施設、教育施設、社会福祉施設、廃棄物処理施設、その他指定避難所として指定した施設等の防災対策上重要な施設やその他の施設について、「大津市既存建築物耐震改修促進計画」および「大津市公共施設総合管理計画」に基づいて耐震性の確保に努める。 イ ライフライン施設 (ア) (略) (イ) 水道施設 (公社)日本水道協会刊行の「水道施設耐震工法指針・解説」及び「水道施設設計指針」に基づいて、水道施設の耐震性確保に努める。 (ウ) ガス施設 (一社)日本ガス協会刊行の「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づいて、ガス供給施設の耐震性確保に努める。	・計画等の名称の訂正 ・現状運用していない要領の削除 ・書籍名の訂正および削除
45	(7) 家具、オフィス機器の転倒防止 (略) 【新設】	(7) 家具、オフィス機器の転倒防止 (略) (8) 電気火災対策の推進 ＜総務部、健康福祉部、都市計画部、建設部、消防局＞ 大規模地震時の電気火災を防止するため、感震ブレーカーの普及促進を図り、住宅等における火災リスクの低減に努める。 ア 周知・啓発の推進 感震ブレーカーの有効性について、市民への周知啓発に努め、設置促進を図る。 防災訓練、広報媒体、地域の防災活動等を活用し、住民理解の向上に努める イ 普及推進体制の整備 感震ブレーカーの普及に係る関係部局、住宅関係者、電気工事関係者等との連携体制を整備し、地域の実情に応じた普及促進策を検討する。また、設置状況の把握や設置支援制度等について必要な検討を行う。	国の計画修正(令和6年6月)及び消防庁通知(令和7年3月)を受けた修正
49	第3 災害に強い基盤整備 (9) 宅地災害対策 イ 宅地の耐震化 既存の造成地の中で、大地震時等に変動・崩壊等を起こし、広範な被害を発生させるおそれが高い大規模盛土造成地の耐震化については、市において、変動予測調査の実施により、盛土造成地の位置と規模を把握するための第一次スクリーニングにあたる調査を行い、「大規模盛土造成地マップ」を作成した。	第3 災害に強い基盤整備 (9) 宅地災害対策 イ 宅地の耐震化 既存の造成地の中で、大地震時等に変動・崩壊等を起こし、広範な被害を発生させるおそれが高い大規模盛土造成地の耐震化については、市において、盛土造成地の位置と規模を把握するための第一次スクリーニングにあたる調査を行い、「大規模盛土造成地マップ」を作成した。	記載が不要のため
第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え			

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
53	第2 情報の収集・連絡への備え (1)情報通信手段の多重化・充実 災害による被害が市の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町、都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、消防救急デジタル無線、高機能消防指令システム、消防局高所監視カメラシステム、滋賀県防災行政無線、防災行政無線、IP無線、衛星携帯電話、災害時優先電話、滋賀県防災情報システム、大津市総合防災情報システム等を活用する。また、情報伝達手段の多重化や充実を図っていく。	第2 情報の収集・連絡への備え (1)情報通信手段の多重化・充実 災害による被害が市の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町、都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、消防救急デジタル無線、高機能消防指令システム、消防局高所監視カメラシステム、滋賀県防災行政無線、防災行政無線、IP無線、衛星携帯電話、災害時優先電話、滋賀県防災情報システム、大津市総合防災情報システム等を活用する。また、情報伝達手段の多重化や充実、 必要に応じてシステム同士の連携 を図っていく。	滋賀県防災情報システムを通じた総合防災情報システム(SOBO-WEB)との連携を念頭に置き、記載を修正
55	第3 広域応援協力体制の充実 イ 全国の自治体 全国の自治体を対象とした相互応援協定としては、平成24年3月1日付けで24市区町の義士親善友好都市間において「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」、平成17年4月1日付けで20市区町間において「東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定」、平成21年9月1日付けで「中核市災害相互応援協定」が締結されており、	第3 広域応援協力体制の充実 イ 全国の自治体 全国の自治体を対象とした相互応援協定としては、 平成25年4月1日付けで23市区町の義士親善友好都市間において「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」、平成28年4月1日付けで21市区町間において「東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定」、平成21年9月1日付けで「中核市災害相互応援協定」 が締結されており、(略)	再締結のあった協定について、締結日および協定参加自治体数を修正
56	[義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援協定] 協定日 平成18年4月1日 効力発生日 平成18年4月1日	[義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援協定] 協定日 平成25年4月1日 効力発生日 平成25年4月1日	再締結のあった協定について、締結日を修正
59	[東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定] 参加自治体 (計20市区町) 協定日 平成17年4月1日 効力発生日 平成17年4月1日	[東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定] 参加自治体 (計21市区町) 協定日 平成28年4月1日 効力発生日 平成28年4月1日	再締結のあった協定について、締結日および協定参加自治体数を修正
71	第5 緊急輸送活動への備え (1)緊急輸送ネットワークの形成 <建設部、滋賀県、警察>	第5 緊急輸送活動への備え (1)緊急輸送ネットワークの形成 <建設部、滋賀県、 【削除】 >	警察は関知しないため、削除
73	(3)緊急通行車両等の事前届出 災害時には被災地における緊急通行車両以外の通行は規制されるため、緊急時に利用が想定される公用車両等については、事前に滋賀県警察本部(交通規制課)又は県(防災危機管理局)に緊急通行車両としての届出を行い、災害時に備える。また、災害時に応急対策を円滑に実施するため、利用が想定される民間車両への輸送車両等の事前届出の周知、普及に努める。	(3)緊急通行車両等の事前届出 災害時には被災地において緊急通行路が指定された場合、「緊急通行車両」及び 緊急通行車両の対象とならない「規制除外車両」 以外の通行は規制されるため、緊急時に利用が想定される公用車両等においては、 緊急通行車両の場合、あらかじめ緊急通行車両確認申請書の提出を行い、規制除外車両のうち事前届出対象車両においては、事前届出 を行い、災害時に備える。また、災害時に応急対策を円滑に実施するため、利用が想定される民間車両への 緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度 の周知、普及に努める。	・現状に即した記載に修正 ・規制除外車両について記載
73	(4)道路啓開のための準備 災害時の道路啓開を迅速に行うため、作業の優先順位の決定や割り当て等の計画を予め立案するよう努める。	(4)道路啓開のための準備 災害時の道路啓開を迅速に行うため、 道路法等に基づき 、作業の優先順位の決定や割り当て等の計画を 定めた道路啓開計画 を予め作成するとともに、 定期的に見直し を行う。	風水害編の記載に合わせて修正
76	第6 避難誘導と指定緊急避難場所等の確保 (3)避難行動要支援者の避難誘導 <福祉部、健康保険部、産業観光部、総務部、教育委員会、消防局、社会福祉事業団> 自力で避難することが困難な要配慮者、いわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。 また、日本語の理解が困難な外国人のために指定緊急避難場所標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めるとともに市は、(公財)大津市国際親善協会と連携し、啓発資料等を作成する。	第6 避難誘導と指定緊急避難場所等の確保 (3)避難行動要支援者の避難誘導 < 政策調整部 、総務部、健康福祉部、こども未来部、教育委員会、消防局、社会福祉事業団> 自力で避難することが困難な要配慮者、いわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。 また、日本語の理解が困難な外国人のために指定緊急避難場所標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めるとともに市は、(公財)大津市国際親善協会と連携し、啓発資料等を作成する。	多文化共生・国際室の新設によるもの
78	ア 在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する資料の整備 (7)個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への支援 市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、 避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整 その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。	ア 在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する資料の整備 (7)個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への支援 市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、 避難支援等に携わる関係者への周知・啓発 や必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。	国の計画修正を反映
80	(6)指定緊急避難場所等・避難路の確保 イ 指定緊急避難場所の指定 (略) (7)洪水(水防法に基づく琵琶湖、瀬田川、大戸川、草津川の浸水想定区域外(浸水深50cm未満除く))	(6)指定緊急避難場所等・避難路の確保 イ 指定緊急避難場所の指定 (略) (7)洪水(水防法に基づく 河川 の浸水想定区域外(浸水深50cm未満除く))	令和3年水防法の改正を反映 洪水浸水想定区域の対象河川に、4河川以外の中小河川が含まれるようになったため
81	(7)指定避難所等の確保 イ 指定避難所 市は、(略)と協議を行う。 なお、指定避難所となる公共施設については、 障害者トイレ、スロープ、手すり、情報通信機器、字幕放送対応テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。	(7)指定避難所等の確保 イ 指定避難所 市は、(略)と協議を行う。 なお、指定避難所となる公共施設については、 バリアフリートイレ、スロープ、手すり、情報通信機器、字幕放送対応テレビ、事前設置型特設公衆電話等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。	・多文化共生・国際室の新設による担当部変更 ・国土交通省の表記へ修正 ・本市の事業推進を反映
81	オ 民間・企業施設等の活用 避難者が、あらかじめ市で指定している指定避難所又は、地域で任意に活用する地域避難所において、量的に確保することが困難な場合には、 旅館、ホテル、企業の社屋又は福利厚生施設等 を活用できるよう、必要な事項を事前に関係機関と協議し決めておくこととする。	オ 民間・企業施設等の活用 避難者が、あらかじめ市で指定している指定避難所又は、地域で任意に活用する地域避難所において、量的に確保することが困難な場合には、 旅館、ホテル、宗教施設、企業の社屋又は福利厚生施設等 を活用できるよう、必要な事項を事前に関係機関と協議し決めておくこととする。	本市の事業推進を反映
81	【新設】	カ 届出避難所等の把握 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報の把握に努めるとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 また、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	国・県の計画修正を反映
83	第7 食料・水・生活必需品の調達連携体制 (1)物資の調達に係る連携 ア 備蓄 災害時の食糧、水、寝具、衣服、身の回り品、炊飯用具、日用品、食器、光熱材料、衛生用品などの生活必需品は、市民自らの備蓄と市及び県の備蓄でもって、 3日間 を目安に対応できるよう努めていく。市は、学区などを単位とした防災拠点の整備を促進し、食料や生活必需品等の備蓄を行うとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。なお、災害時に孤立が予測されるなどの地域特性に応じて備蓄を検討する。また、物資を保管しておく備蓄庫等の計画的整備も合わせて検討する。 【追加】	第7 食料・水・生活必需品の 備蓄 ・調達連携体制 (1)物資の調達に係る連携 ア 備蓄 災害時の食糧、水、寝具、衣服、身の回り品、炊飯用具、日用品、食器、光熱材料、衛生用品などの生活必需品は、市民自らの備蓄と市及び県の備蓄でもって、 想定し得る最大規模の災害における想定避難者数の3日間分 を目安に対応できるよう努めていく。市は、学区などを単位とした防災拠点の整備を促進し、食料や生活必需品等の備蓄を行うとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。なお、災害時に孤立が予測されるなどの地域特性に応じて備蓄を検討する。また、物資を保管しておく備蓄庫等の計画的整備も合わせて検討する。 これらの物資については、 年1回備蓄状況を住民に広く公表するとともに、新物資システム(B-Plu)を用いて、備蓄状況の確認を行う。	国・県の計画修正を反映
85	(2)生活用水の確保対策 カ 災害用井戸の登録制度の実施	(2)生活用水の確保対策 カ 地域住民、企業が持つ 災害用井戸の登録制度 や公共井戸の整備	国・県の計画修正を反映
86	第8 防疫、保健衛生、遺体対応への備え (2)保健衛生活動 ウ し尿処理 下水道機能の低下、指定避難所における大量の避難者収容等により、し尿処理の機能が大幅に低下することが考えられる。このため、下水道施設等の機能強化を推進するとともに、災害時のし尿処理対策として、仮設便所の備蓄及び分散配置を行う。 なお、仮設便所には、下水道投入型とし尿貯留型の2タイプがあり、下水道投入型の使用にあたっては、指定避難所等にし尿投入口(マンホールトイレ)の設置を計画的に実施していく必要がある。 また、備蓄計画としては、250人あたり1基(合計180基)を目標として備蓄に努め、各小中学校の防災倉庫等に分散配置を行う。	第8 防疫、保健衛生、遺体対応への備え (2)保健衛生活動 ウ し尿処理 下水道機能の低下、指定避難所における大量の避難者収容等により、し尿処理の機能が大幅に低下することが考えられるため、下水道施設等の機能強化を推進するとともに、災害時のし尿処理対策として、仮設トイレの備蓄及び分散配置 やトイレカー、可搬式コンテナトイレなどの活用により、機動的な運用に努める。 なお、仮設トイレには、下水道投入型と貯留型の2タイプがあり、下水道投入型の使用にあたっては、し尿投入口(マンホールトイレ)の設置に 必要となる下流下水道管の耐震化 を計画的に実施していく必要がある。 また、備蓄計画としては、 50人あたり1基(合計880基) を目標として 仮設トイレ及び簡易トイレ の備蓄に努め、各小中学校の防災倉庫等に分散配置を行う。	・本市の事業推進を反映 ・国のガイドラインを反映 ・現状のマンホールトイレ計画を反映 ・語句の修正

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
86	エ 相互協力体制 災害時における廃棄物・し尿処理の円滑な実施のため、県内の自治体又はブロック協議会など、自治体間での相互協力体制の構築を進める。	エ 相互協力体制 災害時における廃棄物・し尿処理の円滑な実施のため、 <u>災害対応車両検索システム(D-TRACE)の活用も含め</u> 、県内の自治体又はブロック協議会など、自治体間での相互協力体制の構築を進める。	国・県の計画修正を反映
88	第9 災害廃棄物処理体制 (1) 震災廃棄物処理 オ 災害廃棄物の処理計画の運用 大津市災害廃棄物処理計画に基づき、事前に仮置場候補地の選定や処理体制を構築しておくものとする。 【追加】	第9 災害廃棄物処理体制 (1) 震災廃棄物処理 オ 災害廃棄物処理計画の運用 大津市災害廃棄物処理計画に基づき、事前に仮置場候補地の選定や処理体制を構築しておくものとする。 また、大津市災害廃棄物処理計画に基づき災害対応時に核となる人材の育成を行い、計画の実行性の向上に努める。	国の計画修正を反映（本市の災害廃棄物処理計画の運用状況を考慮） 風水害編と記載を統一
89.90	第10 ライフラインの応急復旧活動への備え (1) 水道に関する災害応急復旧体制の整備 水道事業者は、災害時における水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。 (2) (略) (3) 下水道に関する災害応急復旧体制の整備 下水道事業者は、災害時における下水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。 (略)	第10 ライフラインの応急復旧活動への備え (1) 水道に関する災害応急復旧体制の整備 水道事業者は、災害時における水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、 下水道事業者との連携の元 、平常時から防災体制を整備する。 (2) (略) (3) 下水道に関する災害応急復旧体制の整備 下水道事業者は、災害時における下水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、 水道事業者との連携の元 、平常時から防災体制を整備する。 (略)	国・県の計画修正を反映
91	(5) 電気通信に関する災害応急復旧体制の整備 <西日本電信電話株> 電気通信事業者は、災害時における電気通信設備等の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。 ア 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備 イ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等を明示した行動指針等の整備 【新設】	(5) 電気通信に関する災害応急復旧体制の整備 <NII西日本株> 電気通信事業者は、災害時における電気通信設備等の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。 ア 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備 イ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等を明示した行動指針等の整備 ウ 指定避難所となる学校等の公共施設を中心に被災者等の通信を確保するため、事前設置型特設公衆電話を整備	本市の事業推進を反映
92	第11 被災者等への的確な情報伝達活動への備え (1) 広報体制の整備 エ 広報手段については、 <u>携帯端末のエリアメール・緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやデジタル放送等</u> を活用し、 <u>警報等の伝達手段の多重化・多様化</u> に努める。また、放送設備を搭載した広報用車両の充実を図る。	第11 被災者等への的確な情報伝達活動への備え (1) 広報体制の整備 エ 広報手段については、携帯端末のエリアメール・緊急速報メール機能、 携帯端末用アプリ 、ソーシャルメディアやデジタル放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、放送設備を搭載した広報用車両の充実を図る。	本市の事業推進を反映（ポケットおおつ、大津市防災ナビ）
93	第12 ボランティアとの連携 (2) ボランティアとの連携強化 災害時における被災者へのきめ細かいサービスの提供、復旧活動の支援など、ボランティアは災害対策に大きな役割を果たすため、ボランティアとの協力・連携体制の強化を推進する必要がある。 ア (略) イ 学区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、市内のボランティア団体・グループなどについては、各団体の意向を踏まえつつ、交流・連携に努めるとともに、 <u>県および県社協と連携し、市外のボランティア団体との交流・連携についても検討していく。</u> 【追加】 【新設】 ウ 通訳等の日本語支援を行なうボランティアについては、災害時における外国人支援に重要な役割を果たすと想定されるため、今後、市内外の国際交流団体等との連携を図り、支援体制を整えていく。 エ 被災建築物応急危険度判定士（震災時）、被災地危険度判定士（震災時および風水害時）については、災害時において重要な役割を果たすと想定されるため、 <u>県と連携し、関係団体との連携に努める。</u> オ ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、その普及啓発に努める。	第12 ボランティアとの連携 (2) ボランティアとの連携強化 災害時における被災者へのきめ細かいサービスの提供、復旧活動の支援など、ボランティアは災害対策に大きな役割を果たすため、 国の被災者援護協力団体登録制度の運用も踏まえて 、ボランティアとの協力・連携体制の強化を推進する必要がある。 ア (略) イ 学区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、市内のボランティア団体・グループなどについては、 <u>各団体の意向を踏まえつつ、交流・連携に努めるとともに、県および県社協と連携し、市外のボランティア団体等との交流・連携についても検討していく。</u> 併せて、全国域の災害中間支援組織である全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)とも連携し、発災時における連携体制強化を図っていく。 ウ 市町は、あらかじめ避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 エ 通訳等の日本語支援を行なうボランティアについては、災害時における外国人支援に重要な役割を果たすと想定されるため、今後、市内外の国際交流団体等との連携を図り、支援体制を整えていく。 オ 被災建築物応急危険度判定士（震災時）、被災地危険度判定士（震災時および風水害時）については、災害時において重要な役割を果たすと想定されるため、 <u>県と連携し、関係団体との連携に努める。</u> カ ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、その普及啓発に努める。	国・県の計画修正を反映
94	(3) ボランティアへの対応 (略) 災害時は、 <u>庁舎新館1階会議室等の市の指定する場所</u> に「大津市災害ボランティアセンター」を開設し、 <u>参集する一般ボランティアの受け入れを行うとともに</u> 、活動場所の斡旋、資機材の調達、情報の収集・提供、ボランティア保険の加入手続き等、ボランティア活動を支援する。	(3) ボランティアへの対応 (略) 災害時は、 <u>庁舎新館</u> の市の指定する場所に「大津市災害ボランティアセンター」を開設し、 <u>参集する一般ボランティアの受け入れを行うとともに</u> 、活動場所の斡旋、資機材の調達、情報の収集・提供、ボランティア保険の加入手続き等、ボランティア活動を支援する。	庁舎新館1階には会議室が存在しないため
96	第14 防災訓練の実施 (1) 総合防災訓練の実施 また、訓練には、高齢者、障害者、外国人（多言語対応）等の要配慮者の支援に必要な内容を取り入れるよう図るとともに、 <u>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努めるものとする。</u>	第14 防災訓練の実施 (1) 総合防災訓練の実施 また、訓練には、高齢者、障害者、外国人（多言語対応）等の要配慮者の支援に必要な内容を取り入れるよう図るとともに、 年齢・性別による被災時のニーズの違い等多様な視点に配慮するよう努めるものとする。	国・県の計画修正を反映
99	第15 災害復旧・復興への備え 【基本方針】 <u>円滑な災害復旧・復興の実施のため、重要構造物・施設・設備等の情報及び図面等の整備保全ならびに土地情報のデータ化を図る。</u> 【新設】 (1) 行政資料の保存 災害により市庁舎等が被害を受けた場合、戸籍、住民票、登記、税務資料等の行政資料が失われ、災害対策や円滑な行政推進に支障をきたすことが考えられるため、各種資料の保全に万全を期す。 ア 発災後においても円滑に行政を推進できるよう、個人情報や市民生活に直結した行政推進情報をはじめとした重要なデータについては バックアップデータを作成し、同時被災・散逸を回避するために地域的に離れた施設で保管する など、行政資料の保全対策に努める。 (2) 地籍調査の推進 (略) (3) 建設業者、測量設計業者、地質調査業者等との連携 (略)	第15 災害復旧・復興への備え 【基本方針】 <u>円滑な災害復旧・復興の実施のため、事前準備の観点からの検討、重要構造物・施設・設備等の情報及び図面等の整備保全ならびに土地情報のデータ化を図る。</u> (1) 事前準備の観点からの取組 <政策調整部、都市計画部、建設部、消防局、企業局、防災関係機関> 迅速・円滑な復旧・復興まちづくりのための必要な取組を行うよう努める。 (2) 行政資料の保存 災害により市庁舎等が被害を受けた場合、戸籍、住民票、登記、税務資料等の行政資料が失われ、災害対策や円滑な行政推進に支障をきたすことが考えられるため、各種資料の保全に万全を期す。 ア 発災後においても円滑に行政を推進できるよう、個人情報や市民生活に直結した行政推進情報をはじめとした重要なデータについては、 同時被災・散逸を回避するために地域的に離れた施設で運用管理する など、行政資料の保全対策に努める。 (3) 地籍調査の推進 <建設部> (略) (4) 建設業者、測量設計業者、地質調査業者等との連携 <建設部> (略)	・県の計画修正を反映 ・実態の運用に即した記載に修正
(102-103)	「情報資産（データ及びプログラム等）についての災害予防対策（政策調整部）」 (表)	【削除】	実態に即さない図であるため、削除
第3節 市民の防災活動			

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由																																				
100	<p>第1 防災知識の普及</p> <p>(1)市民への防災知識の普及</p> <p>災害時における被害を最小限に抑え、(略)、以下のような防災知識普及のための各種事業を推進し、市民の防災知識・防災対応力の向上に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、被災後に援助の手をさしのべるボランティアを円滑に受け入れるなどの地域の受援力を強化する。</p> <p>☐ハザードマップ等各種印刷物の作成</p> <p>☐テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及</p> <p>☐研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及</p> <p>☐防災ホームページを活用した防災知識の普及</p> <p>☐広報誌「広報おおつ」、「パイプライン」を活用した防災知識の普及</p> <p>☐防災イベントの実施</p> <p>☐各種防災講座の実施</p> <p>☐各種防災訓練の実施</p> <p>☐防火訪問等による防火・防災予防知識の普及</p> <p>☐大津市防災士の養成</p>	<p>第1 防災知識の普及</p> <p>(1)市民への防災知識の普及</p> <p>災害時における被害を最小限に抑え、(略)、以下のような防災知識普及のための各種事業を推進し、市民の防災知識・防災対応力の向上に努めるとともに、年齢・性別による被災時のニーズの違い等多様な視点に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、被災後に援助の手をさしのべるボランティアを円滑に受け入れるなどの地域の受援力を強化する。</p> <p>☐ハザードマップ等各種印刷物の作成</p> <p>☐テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及</p> <p>☐研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及</p> <p>☐防災ホームページ、携帯端末用アプリを活用した防災知識の普及</p> <p>☐広報紙「広報おおつ」、「パイプライン」を活用した防災知識の普及</p> <p>☐防災イベントの実施</p> <p>☐各種防災講座の実施</p> <p>☐各種防災訓練の実施</p> <p>☐防火訪問等による防火・防災予防知識の普及</p> <p>☐大津市防災士の養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の計画修正を反映 ・本市の事業推進を反映(ポケットおおつ、大津市防災ナビ) ・広報紙ではなく、広報紙の書き方に統一しているため 																																				
100	<p>(2)要配慮者への防災知識の普及</p> <p><福祉部、健康保険部、社会福祉事業団、産業観光部、消防局></p> <p>災害時においては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の対策が求められることから、要配慮者本人やその家族に対して、災害時の行動に関する基礎知識の普及に努める。</p>	<p>(2)要配慮者への防災知識の普及</p> <p><政策調整部、健康福祉部、子ども未来部、消防局、社会福祉事業団></p> <p>災害時においては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の対策が求められることから、要配慮者本人やその家族に対して、災害時の行動に関する基礎知識の普及に努める。</p>	<p>多文化共生・国際室の新設によるもの</p>																																				
103	<p>第2 市民の防災活動の推進</p> <p>【基本方針】</p> <p>地域防災圏における防災活動を充実させるため、自主防災組織の設立や訓練等の実施を行うとともに活動支援に努める。また、地域内の一定の市民及び当該地域に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という)の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の策定の推進に努めるとともに地域の防災体制の強化を図る。</p>	<p>第2 市民の防災活動の推進</p> <p>【基本方針】</p> <p>地域防災圏における防災活動を充実させるため、自主防災組織の設立及び育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による組織リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。</p> <p>また、地域内の一定の市民及び当該地域に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という)の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の策定の推進に努めるとともに地域の防災体制の強化を図る。</p>	<p>国・県の計画修正を反映</p>																																				
103	<p>(1)自主防災組織の整備</p> <p>イ 組織リーダー</p> <p>自主防災組織に、組織の中核となるリーダーとして会長、副会長、会計、監事等、随時必要な役員を置く。情報、消火、救出・救護、避難誘導、給食給水等の活動各班については、できるだけ専門知識・専門技術を持つ経験者(消防、警察官、医師、看護師、エンジニア等のOB)に班長になってもらうなど、地域内におけるリーダーの掘り起こしを行うとともに、防災対応力の向上を目指したリーダー研修の実施に努める。その際、女性の参画の促進に努める。</p>	<p>(1)自主防災組織の整備</p> <p>イ 組織リーダー</p> <p>自主防災組織に、組織の中核となるリーダーとして会長、副会長、会計、監事等、随時必要な役員を置く。情報、消火、救出・救護、避難誘導、給食給水等の活動各班については、できるだけ専門知識・専門技術を持つ経験者(消防、警察官、医師、看護師、エンジニア等のOB)に班長になってもらうなど、地域内におけるリーダーの掘り起こしを行うとともに、防災対応力の向上を目指したリーダー研修の実施に努める。その際、女性や子育て家庭の参画の促進に努める。</p>	<p>国・県の計画修正を反映</p>																																				
106	<p>(2)地区防災計画策定の推進</p> <p>自主防災組織の参加者をはじめとする地区居住者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるとともに、これら防災活動に関する計画をとりまとめた地区防災計画の作成に努める。</p> <p>市は、地区居住者等が地区防災計画を作成するために、ハザードマップ・カルテ等の必要な資料の提供や、計画作成に係る助言等の支援を行う。</p> <p>また、地区居住者等によりとりまとめられた地区防災計画について、地域の自発的な防災活動の内容を最大限尊重するとともに、その内容が本計画の趣旨に沿っているか等十分に検証した上で、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画として定めることとする。</p> <p>なお、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を推進する。</p>	<p>(2)地区防災計画策定の推進</p> <p>自主防災組織の参加者をはじめとする地区居住者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるとともに、これら防災活動に関する計画をとりまとめた地区防災計画の作成に努める。</p> <p>市は、地区居住者等が地区防災計画を作成するために、ハザードマップ・カルテ等の必要な資料の提供や、計画作成に係る助言等の支援を行う。</p> <p>また、地区居住者等によりとりまとめられた地区防災計画について、地域の自発的な防災活動の内容を最大限尊重するとともに、その内容が本計画の趣旨に沿っているか等十分に検証した上で、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画として定めることとする。</p> <p>なお、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、子育て家庭、ボランティア団体等、多様な主体の参画を推進する。</p>	<p>国・県の計画修正を反映</p>																																				
第3章 災害応急対策計画																																							
第1節 活動体制の確立																																							
118	<p>第1 市の活動体制</p> <p>(3)参集にあたっての留意事項</p> <p>オ 公共交通機関が寸断され道路事情の悪化が予想される場合は、徒歩・自転車・バイクのいずれかにより参集するものとする。</p>	<p>第1 市の活動体制</p> <p>(3)参集にあたっての留意事項</p> <p>オ 公共交通機関が寸断され道路事情の悪化が予想される場合は、状況にあわせて自身の安全を確保できる方法により参集するものとする。</p>	<p>実情にあわせた表記に修正</p>																																				
122	<p>【災害警戒本部及び災害対策本部組織図】</p> <p>本部事務局 事務局員：</p> <p>長寿政策課 企業局危機管理室</p>	<p>【災害警戒本部及び災害対策本部組織図】</p> <p>本部事務局 事務局員：</p> <p>子ども・若者政策課 企業局企業戦略・危機対策室</p>	<p>機構改革に伴う軽微な修正</p>																																				
124-125	<p>(10)特別調整</p> <p>【特別調整の関係部及び業務例】</p> <table border="1"> <tr> <td>要配慮者</td> <td>福祉部</td> <td>・要配慮者対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>【責任部】</td> <td>健康保険部</td> <td>・被災地における福祉活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>○福祉部</td> <td>産業観光部</td> <td>・福祉ボランティアへの対応に関すること。</td> </tr> <tr> <td>○健康保険部</td> <td>教育委員会</td> <td>・外国人の対応に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・園児・児童・生徒の安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・応急教育に関すること。</td> </tr> </table>	要配慮者	福祉部	・要配慮者対策に関すること。	【責任部】	健康保険部	・被災地における福祉活動に関すること。	○福祉部	産業観光部	・福祉ボランティアへの対応に関すること。	○健康保険部	教育委員会	・外国人の対応に関すること。			・園児・児童・生徒の安全確保に関すること。			・応急教育に関すること。	<p>(10)特別調整</p> <p>【特別調整の関係部及び業務例】</p> <table border="1"> <tr> <td>要配慮者</td> <td>健康福祉部</td> <td>・要配慮者対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>【責任部】</td> <td>子ども未来部</td> <td>・被災地における福祉活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>○健康福祉部</td> <td>政策調整部</td> <td>・福祉ボランティアへの対応に関すること。</td> </tr> <tr> <td>○子ども未来部</td> <td>教育委員会</td> <td>・外国人の対応に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・園児・児童・生徒の安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・応急教育に関すること。</td> </tr> </table>	要配慮者	健康福祉部	・要配慮者対策に関すること。	【責任部】	子ども未来部	・被災地における福祉活動に関すること。	○健康福祉部	政策調整部	・福祉ボランティアへの対応に関すること。	○子ども未来部	教育委員会	・外国人の対応に関すること。			・園児・児童・生徒の安全確保に関すること。			・応急教育に関すること。	<p>多文化共生・国際室の新設によるもの</p>
要配慮者	福祉部	・要配慮者対策に関すること。																																					
【責任部】	健康保険部	・被災地における福祉活動に関すること。																																					
○福祉部	産業観光部	・福祉ボランティアへの対応に関すること。																																					
○健康保険部	教育委員会	・外国人の対応に関すること。																																					
		・園児・児童・生徒の安全確保に関すること。																																					
		・応急教育に関すること。																																					
要配慮者	健康福祉部	・要配慮者対策に関すること。																																					
【責任部】	子ども未来部	・被災地における福祉活動に関すること。																																					
○健康福祉部	政策調整部	・福祉ボランティアへの対応に関すること。																																					
○子ども未来部	教育委員会	・外国人の対応に関すること。																																					
		・園児・児童・生徒の安全確保に関すること。																																					
		・応急教育に関すること。																																					
127	<p>第2 広域的な応援協力体制</p> <p>(1)災害救助法の適用計画</p> <p>[災害救助法の適用]</p> <p>エ 災害救助法による救助の種類(略)</p> <p>【新設】</p> <p>(4) 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>(7) 学用品の給与</p> <p>(7) 埋葬</p> <p>(3) 死体の捜索及び処理</p> <p>(9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>第2 広域的な応援協力体制</p> <p>(1)災害救助法の適用計画</p> <p>[災害救助法の適用]</p> <p>エ 災害救助法による救助の種類(略)</p> <p>(4) 福祉サービスの提供</p> <p>(9) 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>(7) 学用品の給与</p> <p>(3) 埋葬</p> <p>(4) 死体の捜索及び処理</p> <p>(9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>法改正に伴う追加</p>																																				
129	<p>(4)国による応援・代行</p> <p>大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応が出来ない事態又は、市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国が応急措置の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>(4)国による応援・代行</p> <p>市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、国に対する応急措置の実施を求めるものとする。市町はこの要求ができない場合は、その旨および当該市町の地域における災害の状況を国に通知するものとする。</p>	<p>国・県の計画修正を反映</p>																																				
132	<p>第3 防災関係機関等との連携</p> <p>(1)防災関係機関との連携</p> <p>西日本旅客鉄道(株) 大津駅</p>	<p>第3 防災関係機関等との連携</p> <p>(1)防災関係機関との連携</p> <p>西日本旅客鉄道(株) 大津統括駅</p>	<p>JR機構改革に伴う修正</p>																																				
第3節 救助・救急、医療及び消火活動																																							

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
147	<p>〔救急活動要領〕 (7) (略) (4) 仮救護所の設置 応急救護所が設置されるまでの間、一時的に消防署又は最寄りの適当な場所に仮救護所を設置する。なお、仮救護所の設置にあたっては、消防車両の出動及び部隊の指揮・運用に支障がないよう十分に配慮すること。</p> <p>(ウ) 現地救護所の設置 傷病者が多数発生している災害現場においては、現地救護所を設置して救護活動を行うものとし、その要員には、初期においては先着救急隊員をあて、災害状況に応じて順次、後着救急隊員等をもって増強するものとする。なお、状況により医師等の派遣を要請すること。</p>	<p>〔救急活動要領〕 (7) (略) 【削除】</p> <p>(4) 現地救護所の設置 傷病者が多数発生し、迅速な医療機関への搬送・受入れが困難な場合は、状況に応じて災害現場に現地救護所の開設を検討する。なお、開設に際しては、署隊本部から局対策本部へ医師や看護師の派遣および応援隊等による活動支援の要請を行い、救急隊の効率的な運用を確保する。</p>	<p>・仮救護所については、能登半島地震の際、消防署に付近住民が押し寄せたことにより機能不全に陥ったため削除 ・現地救護所については、医療機関が主体的に設置運営するものであり、救急資源の効率的な運用を優先するため要領を修正</p>
第5節 避難者の受入れ			
165	<p>避難要領<勤務時間内> (図は別紙3参照)</p>	<p>避難要領<勤務時間内> (図は別紙3参照)</p>	避難勧告、要援護者等の古い呼称を変更
166	<p>避難要領<勤務時間外> (図は別紙4参照)</p>	<p>避難要領<勤務時間外> (図は別紙4参照)</p>	避難勧告、要援護者等の古い呼称を変更
169	<p>第1 避難誘導 〔避難指示の実施(災害対策基本法第60条)〕 イ 伝達内容 ①勧告者 (略)</p>	<p>第1 避難誘導 〔避難指示の実施(災害対策基本法第60条)〕 イ 伝達内容 ①発令者 (略)</p>	避難情報の呼称の変更(「避難勧告」の廃止を受けた変更)
171	<p>第2 指定避難所 (1)指定避難所の開設 市は、指定避難所の開設が必要と判断される場合、予め指定避難所に指定している施設の管理者及び避難所担当員に指定避難所の開設を要請し、施設管理者等は自主防災組織等の協力を得て指定避難所を開設する。また、市は指定避難所を開設したことを関係市民に周知徹底する。さらに、必要があれば予め指定された施設以外の市公共施設についても災害に対する安全性を確認の上、指定避難所として開設する。なお、感染症等の対策として、避難者が特定の場所に集中することを避けるため、必要に応じて複数の避難所を同時に開設することも検討する。 【追加】</p>	<p>第2 指定避難所 (1)指定避難所の開設 市は、指定避難所の開設が必要と判断される場合、予め指定避難所に指定している施設の管理者及び避難所担当員に指定避難所の開設を要請し、施設管理者等は自主防災組織等の協力を得て指定避難所を開設する。また、市は指定避難所を開設したことを関係市民に周知徹底する。さらに、必要があれば予め指定された施設以外の市公共施設についても災害に対する安全性を確認の上、指定避難所として開設する。なお、感染症等の対策として、避難者が特定の場所に集中することを避けるため、必要に応じて複数の避難所を同時に開設することも検討する。避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを都道府県に報告する。</p>	国の計画修正を反映
172	<p>(2)指定避難所の運営 (略) また、プライバシーの確保、要配慮者等のニーズや、性別および性的指向・ジェンダーアイデンティティによるニーズの違い等配慮する。</p>	<p>(2)指定避難所の運営 (略) また、プライバシーの確保、要配慮者等のニーズや、性別および性的指向・ジェンダーアイデンティティ、家庭動物の飼育の有無によるニーズの違い等配慮する。</p>	県の計画修正を反映
172-173	<p>〔指定避難所の生活環境維持要領〕 エ プライバシー保護 (7) 間仕切りの導入 避難生活の長期化に対応して、避難者の世帯間を仕切るためのパネル等を導入する等、避難者のプライバシー確保に努める。 (4) (略) オ 女性や子育て家庭のニーズに対応した避難所運営 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定緊急避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定緊急避難場所の運営に努める。 カ (略) 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】</p>	<p>〔指定避難所の生活環境維持要領〕 エ プライバシー保護 (7) 間仕切り等の導入 市は、避難所開設当初からプライバシー確保のためパーティション等の設置に努める。 (4) (略) オ 女性や子育て家庭のニーズに対応した避難所運営 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。 カ (略) キ 子ども・若者の居場所の確保 キッズスペースや学習スペースの設置など、子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ク 栄養バランスのとれた適温の食事の提供 炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める。 ケ トイレ・入浴施設対策 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等を把握し、必要な対策に努める。 コ 避難者の健康管理 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置に努める。 サ 家庭動物と同行避難した被災者の受入れ 各避難所運営管理者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。</p>	<p>・国・県の計画修正を反映 ・誤記の訂正</p>
174	<p>第3 応急仮設住宅等 〔仮設住宅等入居のフロー〕 ※大津市住宅課</p>	<p>第3 応急仮設住宅等 〔仮設住宅等入居のフロー〕 ※大津市住宅政策課</p>	課名変更の反映
176	<p>(4)広域一時滞在 災害発生後、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、他の市町村への広域的な避難および応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議し、県外の市町村への受入れについては県へ協力を求める。 大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態又は、市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国及び関係機関との間で内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。 また、他の市町村からの避難者を受け入れられることができる施設等を予め決定しておくよう努めることとし、他の市町村や県から避難者の受け入れを打診されたときは、可能な限り公共施設を提供するものとする。 【新設】</p>	<p>(4)広域一時滞在 災害発生後、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、他の市町村への広域的な避難および応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議し、県外の市町村への受入れについては県へ協力を求める。 大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態又は、市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国及び関係機関との間で内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。 また、他の市町村からの避難者を受け入れられることができる施設等を予め決定しておくよう努めることとし、他の市町村や県から避難者の受け入れを打診されたときは、可能な限り公共施設を提供するものとする。 受入れ先市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p>	国・県の計画修正を反映
177	<p>第4 要配慮者への配慮 (2)避難行動要支援者の避難対策 〔避難行動要支援者の避難要領〕 カ 日本語の理解が困難な外国人 産業観光部は、様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。</p>	<p>第4 要配慮者への配慮 (2)避難行動要支援者の避難対策 〔避難行動要支援者の避難要領〕 カ 日本語の理解が困難な外国人 政策調整部は、様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。</p>	多文化共生・国際室の新設によるもの
180	<p>(9)外国人対策 <産業観光部> (略) 〔外国人への情報提供〕 ア 産業観光部は、国際親善協会等の協力を得て、多言語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。 イ 産業観光部は、外国人支援団体等と連携することにより、日本語の理解が困難な外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。</p>	<p>(9)外国人対策 <政策調整部> (略) 〔外国人への情報提供〕 ア 政策調整部は、国際親善協会等の協力を得て、多言語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。 イ 政策調整部は、外国人支援団体等と連携することにより、日本語の理解が困難な外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。</p>	多文化共生・国際室の新設によるもの
第7節 食料・生活必需品の調達、応急給水活動			
184	<p>〔供給生活必需品一覧〕 ケ 衛生用品 マスク、アルコール消毒液、紙おむつ、生理用品等 【新設】</p>	<p>〔供給生活必需品一覧〕 ケ 衛生用品 マスク、アルコール消毒液、紙おむつ、生理用品、トイレトーパー等 コ プライバシー確保のための物品 パーティション等</p>	国・県の計画修正を反映
186	<p>【新設】</p>	<p>(3)生活用水の確保 <総務部> 総務部は、浄水器等の資機材によるプール水等のろ過により、指定避難所等で生活する避難者の生活用水を確保する。</p>	ろ過装置の購入による追記
第8節 防疫、動物、保健衛生、遺体対応に関する活動			
189	<p>第2 動物収容保護活動 「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第2条</p>	<p>第2 動物収容保護活動 「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第3条</p>	令和元年の改正を反映

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
193	第3 保健衛生 (4) 仮設便所、し尿処理対策 (略) これらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。	第3 保健衛生 (4) 仮設トイレ、し尿処理対策 (略) これらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり2.5リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。	発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引きを引用(令和6年3月 県・近畿地方環境事務所)
193	〔仮設便所の設置要領〕 ウ 仮設便所の設置 (イ) 初動対応として、250人あたり1基の割合で、備蓄している仮設便所に対応する。最終的には、100人あたり1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には、業者や近隣自治体から調達した仮設便所を充てる。	〔仮設トイレの設置要領〕 ウ 仮設トイレの設置 (イ) 初動対応として、50人あたり1基の割合で、備蓄している仮設トイレに対応する。最終的には、20人あたり1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には、業者や近隣自治体から調達した仮設トイレや簡易トイレを充てる。	・国のガイドラインを反映 ・表現の修正
第10節 施設、設備の応急復旧活動			
200	西日本高速道路株式会社管理事務所 072-622-4887	西日本高速道路(株) 関西支社滋賀高速道路事務所 552-2284	所掌変更のため
第11節 被災者等への情報提供			
221	(3) 様々な避難者への広報 <健康保険部、福祉部、産業観光部、教育委員会> 関係部局及び防災関係機関は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等、生活環境や居住環境が多様であることを考慮した広報活動に努める。	(3) 様々な避難者への広報 <政策調整部、健康福祉部、こども未来部、教育委員会> 関係部局及び防災関係機関は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等、生活環境や居住環境が多様であることを考慮した広報活動に努める。	多文化共生・国際室の新設によるもの
第14節 応急教育活動			
224	(6) その他の応急措置 被災地において教育施設の確保が難しい場合、教育委員会は、他の自治体に対して、転入学の受入要請を行う。また、卒業、入学試験、就職活動に関しても可能な限り援助を行う。 【新設】	(6) その他の応急措置 ア 被災地において教育施設の確保が難しい場合、教育委員会は、他の自治体に対して、転入学の受入要請を行う。また、卒業、入学試験、就職活動に関しても可能な限り援助を行う。 イ 他市において大規模災害が発生した場合に、被災した学校を支援し子どもたちの学びを速やかに確保するため、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-E-S-T)を活用し、応援教職員等の派遣を検討するものとする。	国・県の計画修正を反映
第4章 災害復旧・復興計画			
第1節 災害復旧・復興計画の作成			
229	第1 災害復旧・復興の基本方針の決定 (1) 復旧・復興の基本方針の決定 発災後、できる限り早い時期において、災害に強いまちづくりに向けた復旧・復興の基本方針を定める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	第1 災害復旧・復興の基本方針の決定 (1) 復旧・復興の基本方針の決定 発災後、できる限り早い時期において、災害に強いまちづくりに向けた復旧・復興の基本方針を定める。その際、多様な視点を確保する観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性、子育て家庭、障害者や高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	県の計画修正を反映
第4節 被災者等の生活再建等の支援			
243	(4) 被災者支援等の弾力的対応 12 居住家屋の半壊以上 使用料の減免 (略) 13 不慮の災害により生活の基盤となる資産に重大な損害を受けたとき (略) 14 不慮の災害(震災・風水害・火災等) (略) 15 災害で家屋が全壊する等 (略) 16 災害で経営に支障を生ずる (略)	(4) 被災者支援等の弾力的対応 12 居住家屋の半壊以上 障害者福祉施設使用料の減免 (略) 13 不慮の災害により生活の基盤となる資産に重大な損害を受けたとき (略) 14 不慮の災害(震災・風水害・火災等) (略) 15 災害で家屋が全壊する等 国民健康保険料減免制度 (略) 16 災害で家屋が全壊する等 後期高齢者医療保険料減免制度 (略) 17 災害で経営に支障を生ずる (略)	・使用料について、具体的な表記に修正 ・後期高齢者医療制度においても保険料・一部負担金の免除・減免制度が存在するため、追記
第5章 第5節 南海トラフ地震防災対策推進計画			
第1節 総則			
247	【新設】	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域に係る都道府県及び市町村の地方防災会議は、同法第5条の規定に基づいて、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等について、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」(以下「推進計画」という。)を定めるように努めなければならないこととされている。 本市は推進地域に指定された(平成26年3月31日内閣府告示第21号)ことから推進計画を策定し、地震防災対策の推進を図ることにより、市民の生命、身体、財産と暮らしを守ることにする。 なお、推進計画策定に当たっては以下の項目について定めることとし、それぞれ震災対策編の災害予防計画、災害応急対策計画にその具体策を定めた。	国・県の計画修正を受け、「第1章 総則 第8節 南海トラフ地震防災対策推進計画」を加筆・修正し、章として独立 以下、同じ
第2節 重点施策に関する事項			
247	【新設】	本市の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取り組むものは、地震被害想定調査において、水害等との複合災害も併せて検討したのち課題を抽出するとともに、それに対応する次期減災目標をとりまとめ、重点施策を設定していくこととする。	同上
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項			
247	【新設】	「第2章 災害予防計画 第1節 災害に強いまちづくり」に定めるところによる。	同上
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等			
248	【新設】	第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等 「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・連絡及び通信の確保」、「第3章 災害応急対策計画 第11節 被災者等への情報提供」に定めるところによる。	同上
248-250	【新設】	第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害警戒本部等の設置等 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。 情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・連絡及び通信の確保」に定めるところによる。 (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。 その体制及び周知方法については「第3章 災害応急対策計画 第11節 被災者等への情報提供」に定めるところによる。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。 その収集体制は、「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・連絡及び通信の確保」に定めるところによる。	同上

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
		<p>(4) 災害応急対策をとるべき期間等 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>(5) 避難対策等 ① 地域住民等の避難行動等 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、「日頃からの地震への備え」を再確認するとともに、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など「特別な備え」を実施し、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な防災行動をとることを呼びかける。</p> <p>○「日頃からの地震への備え」の例 ・家具等の固定の確認 ・避難場所・避難経路の確認 ・家族などとの安否確認手段の確認 ・家庭における備蓄、非常持出品の確認 など</p> <p>○「特別な備え」の例 ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐ避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など</p> <p>② 避難所の運営 市における避難所の運営について、「第3章 災害応急対策計画 第5節 避難者の受入れ 第2 指定避難所」に定めるところによる。</p> <p>(6) 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係 上下水道、電気、ガス、通信の体制については、「第3章 災害応急対策計画 第10節 施設、設備の応急復旧活動」に定めるところによる。 放送関係の体制については、「第3章 災害応急対策計画 第11節 被災者等への情報提供」に定めるところによる。</p> <p>(7) 交通 ① 道路 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</p> <p>② 鉄道 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。 また、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。</p> <p>(8) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 ① 不特定かつ多数の者が出入りする施設 市が管理する道路、河川、庁舎、学校、その他公共施設等の管理上の措置および体制はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 各施設に共通する事項 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達 ・入場者等の安全確保のための退避等の措置 ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 ・出火防止措置 ・水、食料等の備蓄 ・消防用設備の点検、整備 ・非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備 ・各施設における緊急点検、巡視</p> <p>イ 個別事項 ・橋梁、トンネルおよび法面等に関する道路管理上の措置 ・学校等にあつては、児童生徒等に対する保護 ・社会福祉施設にあつては、入所者等の保護および保護者への引き継ぎ</p> <p>② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達 ・入場者等の安全確保のための退避等の措置 ・施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>③ 工事中の建築物等に対する措置 施設管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物または施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。</p> <p>(9) 滞留旅客等に対する措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。</p>	
251-252	【新設】	<p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害警戒本部等の設置 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。 情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・連絡及び通信の確保」に定めるところによる。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。 その体制および周知方法については、「第3章 災害応急対策計画 第11節 被災者等への情報提供」に定めるところによる。</p> <p>(3) 災害応急対策をとるべき期間等 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>(4) 市のとるべき措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、「日頃からの地震への備え」を再確認するとともに、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など「特別な備え」を実施し、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な防災行動をとることを呼びかけるものとする。</p> <p>○「日頃からの地震への備え」の例 ・家具等の固定の確認 ・避難場所・避難経路の確認 ・家族などとの安否確認手段の確認 ・家庭における備蓄、非常持出品の確認 など</p> <p>○「特別な備え」の例 ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐ避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</p>	同上

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

※ 「資料編 19その他(3)協定書等[滋賀県]」は資料編に記載ないため、本文中からすべて削除

頁	修正前	修正後(案)	修正理由																																																																																																												
252	<p>【新設】</p>	<p>第4 その他後発地震による災害拡大防止対策</p> <p>(1) 施設・設備などの点検 市、企業などは、各施設の管理計画などにおいて点検、巡視の実施必要箇所および体制を事前に明示し、臨時情報発表時には情報収集・連絡体制の確認および施設・設備などの点検を実施する。</p> <p>(2) 危険地域からの避難 市等は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限っての避難の実施を検討する。 数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を作成するものとする。 また、このために必要な整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。</p> <p>(3) 広域応援 広域応援については、「第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制の確立 第2 広域的な応援協力体制」に定めるものによる。</p> <p>(4) 応急危険度判定の迅速化 市は、余震等による二次災害を未然防止するため、建築物や宅地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、最初の判定の結果、危険または要注意でなかった場合であっても、建築物や宅地は脆弱になっており、後発の地震による倒壊や損壊の危険を周知するものとする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。 なお、具体的な実施方法等については、「第3章 災害応急対策計画 第12節 地震による二次災害の防止活動」に準じる。</p>	同上																																																																																																												
<p>第5節 防災訓練に関する事項</p>																																																																																																															
253	<p>【新設】</p>	<p>防災訓練に関する事項については、「第2章 災害予防計画 第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第14 防災訓練の実施」、「第2章 災害予防計画 第3節 市民の防災活動 第1 防災知識の普及」に定めるところによる。</p>	同上																																																																																																												
<p>第6節 地震防災上必要な教育および広報に関する事項</p>																																																																																																															
253	<p>【新設】</p>	<p>地震防災上必要な教育および広報に関する事項については、「第2章 災害予防計画 第3節 市民の防災活動 第1 防災知識の普及」に定めるところによる。</p>	同上																																																																																																												
<p>帰宅困難者対策計画</p>																																																																																																															
全編	ソーシャル・ネットワーキング・サービス	SNS	軽微な修正																																																																																																												
全編	LINE@	LINE	軽微な修正																																																																																																												
全編	SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)	SNS	軽微な修正																																																																																																												
<p>第4章 参考データ</p>																																																																																																															
33	<p>■大津市内の従業者規模別民営事業所数・従業者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">事業所数</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>割合</th> <th>従業者数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>11,313</td> <td>100.00%</td> <td>118,084</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>1～4人</td> <td>6,695</td> <td>59.20%</td> <td>14,334</td> <td>12.10%</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>2,218</td> <td>19.60%</td> <td>14,497</td> <td>12.30%</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,274</td> <td>11.30%</td> <td>17,091</td> <td>14.50%</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>462</td> <td>4.10%</td> <td>11,032</td> <td>9.30%</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>302</td> <td>2.70%</td> <td>11,262</td> <td>9.50%</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>175</td> <td>1.50%</td> <td>12,118</td> <td>10.30%</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>133</td> <td>1.20%</td> <td>37,750</td> <td>32.00%</td> </tr> <tr> <td>派遣従業者のみ</td> <td>54</td> <td>0.50%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成24年経済センサスー活動(国・地方公共団体を除く調査)</p>		事業所数		従業者数		事業所数	割合	従業者数	割合	総数	11,313	100.00%	118,084	100.00%	1～4人	6,695	59.20%	14,334	12.10%	5～9人	2,218	19.60%	14,497	12.30%	10～19人	1,274	11.30%	17,091	14.50%	20～29人	462	4.10%	11,032	9.30%	30～49人	302	2.70%	11,262	9.50%	50～99人	175	1.50%	12,118	10.30%	100人以上	133	1.20%	37,750	32.00%	派遣従業者のみ	54	0.50%			<p>■大津市内の従業者規模別民営事業所数・従業者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">事業所数</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>割合</th> <th>従業者数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>11,615</td> <td>100.00%</td> <td>133,559</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>1～4人</td> <td>6,699</td> <td>57.70%</td> <td>13,557</td> <td>10.10%</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>2,050</td> <td>17.70%</td> <td>13,426</td> <td>10.00%</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,472</td> <td>12.70%</td> <td>19,771</td> <td>14.80%</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>525</td> <td>4.50%</td> <td>12,527</td> <td>9.40%</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>395</td> <td>3.40%</td> <td>14,889</td> <td>11.20%</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>236</td> <td>2.00%</td> <td>16,194</td> <td>12.10%</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>153</td> <td>1.30%</td> <td>43,195</td> <td>32.40%</td> </tr> <tr> <td>出向・派遣従業者のみ</td> <td>54</td> <td>0.70%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)令和3年経済センサスー活動(国・地方公共団体を除く調査)</p>		事業所数		従業者数		事業所数	割合	従業者数	割合	総数	11,615	100.00%	133,559	100.00%	1～4人	6,699	57.70%	13,557	10.10%	5～9人	2,050	17.70%	13,426	10.00%	10～19人	1,472	12.70%	19,771	14.80%	20～29人	525	4.50%	12,527	9.40%	30～49人	395	3.40%	14,889	11.20%	50～99人	236	2.00%	16,194	12.10%	100人以上	153	1.30%	43,195	32.40%	出向・派遣従業者のみ	54	0.70%			引用元の情報更新
	事業所数		従業者数																																																																																																												
	事業所数	割合	従業者数	割合																																																																																																											
総数	11,313	100.00%	118,084	100.00%																																																																																																											
1～4人	6,695	59.20%	14,334	12.10%																																																																																																											
5～9人	2,218	19.60%	14,497	12.30%																																																																																																											
10～19人	1,274	11.30%	17,091	14.50%																																																																																																											
20～29人	462	4.10%	11,032	9.30%																																																																																																											
30～49人	302	2.70%	11,262	9.50%																																																																																																											
50～99人	175	1.50%	12,118	10.30%																																																																																																											
100人以上	133	1.20%	37,750	32.00%																																																																																																											
派遣従業者のみ	54	0.50%																																																																																																													
	事業所数		従業者数																																																																																																												
	事業所数	割合	従業者数	割合																																																																																																											
総数	11,615	100.00%	133,559	100.00%																																																																																																											
1～4人	6,699	57.70%	13,557	10.10%																																																																																																											
5～9人	2,050	17.70%	13,426	10.00%																																																																																																											
10～19人	1,472	12.70%	19,771	14.80%																																																																																																											
20～29人	525	4.50%	12,527	9.40%																																																																																																											
30～49人	395	3.40%	14,889	11.20%																																																																																																											
50～99人	236	2.00%	16,194	12.10%																																																																																																											
100人以上	153	1.30%	43,195	32.40%																																																																																																											
出向・派遣従業者のみ	54	0.70%																																																																																																													
33	<p>大津市内の大規模小売り店舗(平成24年3月現在)</p> <p>大津市内に39箇所</p>	<p>大津市内の大規模小売り店舗(令和3年6月現在)</p> <p>大津市内に26箇所</p>	引用元の情報更新																																																																																																												
34	<p>びわ湖毎日マラソン</p>	<p>びわ湖マラソン</p>	大会名称変更による修正																																																																																																												
35	<p>■関西広域連合と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を結んでいる事業者</p> <p>(平成30年2月現在)</p> <p>ワタミ株式会社、株式会社ファミリーマート、山崎製パン株式会社、チムニー株式会社、株式会社ダスキン、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社スギ薬局、SRSホールディングス株式会社、株式会社アイデアプラス、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社ユタカファーマシー、ロイヤルホールディングス株式会社、株式会社ローソン、株式会社吉野家、株式会社吉野家、国分グローブチェーン株式会社、株式会社第一興商、株式会社サガミチェーン、味の民芸フードサービス株式会社、株式会社オートボックスセブン</p> <p>※ 〃は、滋賀県内に店舗がない事業者</p>	<p>■関西広域連合と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を結んでいる事業者</p> <p>(令和6年11月現在)</p> <p>コンビニ事業者(6事業者) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社ローソン</p> <p>外食事業者(14事業者) 味の民芸フードサービス株式会社、株式会社吉野家、株式会社アイデアプラス、サガミレストラン株式会社、サトフードサービス株式会社、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社デニーズジャパン(旧:株式会社セブン&アイ・フードシステムズ)、株式会社ダスキン(ミスタードーナツ)、チムニー株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家、ロイヤルホールディングス株式会社、ワタミ株式会社、株式会社ドトールコーヒー、株式会社リンガーハット</p> <p>その他(8事業者) 株式会社オートボックスセブン、株式会社スギ薬局、株式会社第一興商、株式会社ユタカファーマシー、損害保険ジャパン株式会社、AIR オートクラブ、エアパートナー株式会社、株式会社ホスピタリティオペレーションズ</p> <p>※ 〃は、滋賀県内に店舗がない事業者</p>	引用元の情報更新																																																																																																												

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
＜大規模事故対策編＞			
全編	福祉部 健康保険部	健康福祉部、子ども未来部、子ども未来部子ども総合支援局、健康福祉部・子ども未来部	機構改革に伴う修正(4区分にて修正)
全編	健康保険部(保健所)	健康福祉部(保健所)	機構改革に伴う修正
目次			
第1章 事故災害活動体制の充実			
第2章 大規模火災事故対策編			
第3章 林野火災対策計画			
第1節 災害予防対策			
13	第2 災害応急活動体制の整備 ア マニュアルの整備 【新設】 防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、林野火災時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。 イ 防災関係機関相互の連携体制 防災関係機関は、林野火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。 【新設】	第2 災害応急活動体制の整備 ア マニュアル等の整備 消防局は、林野火災を想定した火災防ぎよ要領のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。 防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、林野火災時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。 イ 防災関係機関相互の連携体制 防災関係機関は、林野火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。 ウ 山間地での活動体制の整備 水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、消防局は、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図る。	国・県の計画修正を反映
13	第3 防災訓練の実施 ＜総務部、森林組合等、防災関係機関＞	第3 防災訓練の実施 ＜総務部、消防局、森林組合等、防災関係機関＞	県の計画修正を反映
13-14	第4 消防機関による対策 ＜消防局、滋賀県＞ 林野火災対策として、予防広報、防火パトロール、監視態勢の強化並びに広報板の設置、喫煙場所標識の設置等の施設整備を行う。 ア 予防広報(略) ウ 監視態勢 林野火災多発地域を重点に火災の早期発見のため、状況に応じて防災ヘリコプターを要請し上空からの監視や高所監視カメラから送られた映像を監視する。 【新設】 【新設】	第4 出火に対する警戒 ＜産業観光部、消防局、滋賀県＞ 林野火災対策として、予防広報、防火パトロール、監視態勢の強化並びに広報板の設置、喫煙場所標識の設置等の施設整備を行う。 ア 予防広報(略) ウ 監視態勢 林野火災多発地域を重点に火災の早期発見のため、状況に応じて防災ヘリコプターを要請し上空からの監視や高所監視カメラから送られた映像を監視する。 エ 火入れ作業等に関する措置 市は、火入れをしようとする者に対し、許可申請の徹底に取り組むとともに、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。また、許可した火入れの情報を消防機関に共有するものとする。 オ 警戒情報等の発表 市は、乾燥や強風等の気象情報に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するものとする。	国・県の計画修正を反映
14	第5 消防施設等の整備 ＜都市計画部、建設部、消防局＞ 林野火災の防ぎよ活動をより効率化するため、資機材の導入を積極的に図るとともに、それらを有効に活用するための施設を整備していく。 ア 活用資機材の整備 イ 林野火災用水利の整備 ウ ヘリコプター活用拠点の整備	第5 消防施設等の整備 ＜都市計画部、建設部、消防局、滋賀県＞ 市は、林野火災の未然防止と被害の軽減及び防ぎよ・消火活動の効率化を図るため、資機材とそれらを有効に活用するための施設の整備に努める。 ア 活用資機材の整備 イ 林野火災用水利の整備 ウ 空中消火のための活動拠点や資機材の整備 エ 啓発用資機材の整備(標識板や立看板など、防火思想の普及のためのもの)	・国・県の計画修正を反映 ・記載の統一(空中消火については、滋賀県防災ヘリコプターに出勤要請して対応するため、滋賀県を担当機関に追加)
14	第6 意識啓発 市は、県等と一体となって、野外でのたき火、たばこの火の始末等火気の取扱いにおける認識を深め、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。 また、山火事予防の横断幕の設置、ポスター等の配布などの普及・啓発活動を行い、林野火災予防の協力を呼びかける。	第6 意識啓発 市は、県等と一体となって、野外でのたき火、たばこの火の始末等火気の取扱いにおける認識を深め、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。 また、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図ることを目的とし、山火事予防運動等の機会をとらえ、横断幕やポスター、SNS等の各種媒体を活用し、火の取り扱いや不始末による出火の危険性を周知し、林野火災の防止における啓発に努めることとする。なお、啓発にあたっては、火災多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。	国・県の計画修正を反映
第3節 防ぎよ活動			
15	林野火災の防ぎよにあつては、迅速な出動による早期注水態勢を執る。	林野火災の防ぎよにあつては、必要に応じ無人航空機や熱源探査装置を活用する等、夜間も含め刻々と変化する火災の状況および被害状況を把握するとともに、人命救助および住家等への延焼防止を最優先とし、迅速な出動による早期注水態勢を執る。 なお、消火活動にあつては、滑落や落石、また、火煙に囲まれる危険性等、山間地特有の安全管理を徹底するものとする。	国・県の計画修正を反映
16	第6 残火の警戒 現場最高指揮者は、消火方法、風速、可燃物の種類、腐葉土のたい積状況等を考慮し、再燃出火の危険があると判断した場合は、警戒員を待機させるなど残火の警戒を行う。	第6 残火の警戒 現場最高指揮者は、消火方法、風速、可燃物の種類、腐葉土のたい積状況等を考慮し、再燃出火の危険があると判断した場合は、警戒員を待機させるなど残火の警戒を行う。空中からの熱源探査も活用し、確実な鎮火を行う。	国・県の計画修正を反映
第4章 危険物等事故災害対策計画			
第5章 毒物・劇物事故災害対策計画			
第6章 航空機事故災害対策計画			
第7章 湖上事故災害対策計画			
第8章 鉄道事故災害対策計画			
第9章 道路事故災害対策計画			
第10章 災害復旧・復興計画			

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

頁	修正前	修正後 (案)	修正理由
<原子力災害対策編>			
全編	福祉部 健康保険部	健康福祉部、子ども未来部、子ども未来部子ども総合支援局、健康福祉部・子ども未来部	機構改革に伴う修正 (4区分にて修正)
全編	健康保険部 (保健所)	健康福祉部 (保健所)	機構改革に伴う修正
全編	西日本電信電話株	NTT西日本株	社名変更を反映した修正
全編	水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	水資源機構 琵琶湖総合管理所	組織名変更に伴う修正
第1章 総則			
第1節 基本的事項			
1	第1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法に基づき、(略)	第1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法 (以下、「 原災法 」という。)に基づき、(略)	文中で使用されている「原災法」について定義
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定等			
5	第1 大津市の地域特性等 (2) 気象 福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く (約40%)、次いで北から北北西の風が多く (約25%) 吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期 (6~8月) は南南東の風が約60%、また、冬期 (12~2月) は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平均値 (1981年~2010年) で4.1m/s 程度である。 福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。 (気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月~2013年12月、今津および長浜1978年11月~2013年12月)	第1 大津市の地域特性等 (2) 気象 福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く (約40%)、次いで北から北北西の風が多く (約25%) 吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期 (6~8月) は南南東の風が約60%、また、冬期 (12~2月) は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平均値 (1991年~2020年) で4.1m/s である。 福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。 (気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀1988年2月~2024年12月、今津および長浜1978年11月~2024年12月)	最新情報に更新
11	第3 琵琶湖への影響予測 (1) 地表面への沈着 ア 福島第一原発から飯館村までにかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万Bq/m ² を超える地域が 本市 で見られた。 イ 放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、指針における防護措置基準 (早期防護措置: 01L2) に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が 本市 で見られた。	第3 琵琶湖への影響予測 (1) 地表面への沈着 ア 福島第一原発から飯館村までにかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万Bq/m ² を超える地域が 本市等 で見られた。 イ 放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、指針における防護措置基準 (早期防護措置: 01L2) に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が 本市等 で見られた。	県計画に即した記載に変更 (大津市以外にも調査対象があるため)
第6節 防災関係機関の事務または業務の大綱			
15	第4 滋賀県 モ 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 ヤ 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等	第4 滋賀県 モ <u>関係周辺市 (高島市、長浜市)</u> およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 ヤ <u>関係周辺市 (高島市、長浜市)</u> を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等	記載の充実
18	第7 指定地方公共機関 (10) (一社) 滋賀県LPガス協会 (略) 【新設】	第7 指定地方公共機関 (10) (一社) 滋賀県LPガス協会 (略) (11) 滋賀県道路公社 ア 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理 イ 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保 ウ 被災道路施設の復旧	指定地方公共機関への指定を受けた修正 (県の計画修正を反映)
第2章 原子力災害事前対策			
21	本章は、災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。	本章は、災害対策基本法および 原災法 に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。	表記の統一
第3章 緊急事態応急対策			
34	本章は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態の対応及び原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。	本章は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態の対応及び 原災法 第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。	表記の統一
第4章 原子力災害中長期対策			
大津市原子力災害避難計画			
3	1 基本的事項 (3) 対象地域情報 令和6年10月1日	1 基本的事項 (3) 対象地域情報 令和7年3月31日	最新情報に更新
8	3 屋内施設 避難対象地域内の市有公共施設一覧 (略)	3 屋内施設 避難対象地域内の市有公共施設一覧 (略)	誤記の訂正・最新情報に更新
14	4 一時移転 指定避難所一覧 (福は福祉避難所、高は高島市の広域避難所を指す。) (略)	4 一時移転 指定避難所一覧 (福は福祉避難所、高は高島市の広域避難所を指す。) (略)	誤記の訂正
23	5 避難に関する情報伝達 各支所や広報車・防災行政無線 同報系 (旧志賀町域) 等	5 避難に関する情報伝達 各支所や広報車・防災行政無線等	停波しているため、削除
24	6 要配慮者への対応 (1) 高齢者福祉関連施設 安全な地域の高齢者福祉関連施設への移動入所対応を前提として、各施設管理者が定める避難計画と連携して対応する。 (略)	6 要配慮者への対応 (1) 高齢者福祉関連施設 安全な地域の高齢者福祉関連施設への移動入所対応を前提として、各施設管理者が定める避難計画と連携して対応する。 (略)	最新情報に更新

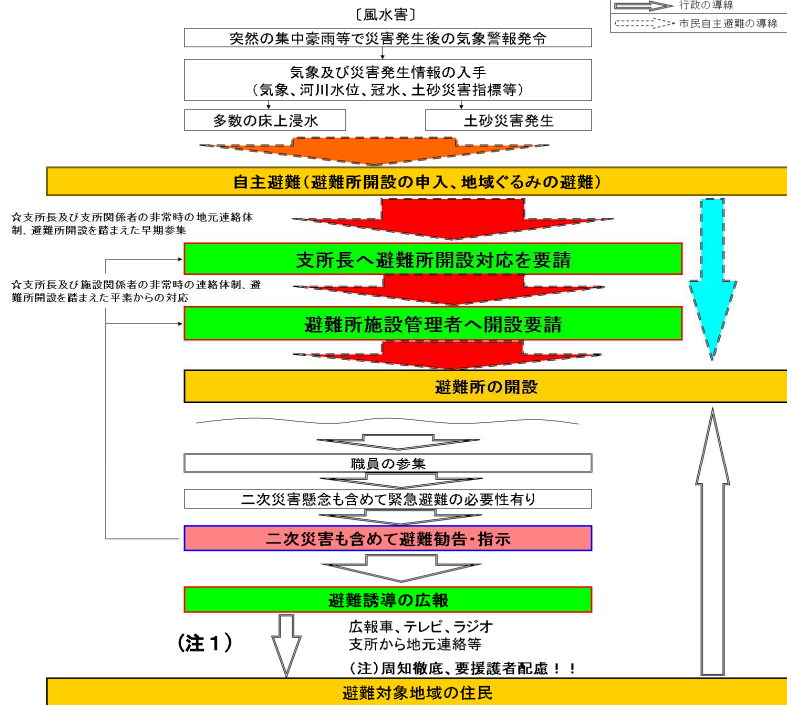
※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く。

頁	修正前	修正後 (案)	修正理由
＜水防計画＞			
全編	福祉部 健康保険部	健康福祉部	機構改革に伴う修正
全編	西日本電信電話機	NTT西日本㈱	社名変更を反映した修正
全編	水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	水資源機構 琵琶湖総合管理所	組織名変更に伴う修正
第1章 総則			
第2章 水防体制			
第3章 水防活動			
第2節 水防非常配備			
7	〔防災計画の災害体制〕 注意報発令 警報発令	〔防災計画の災害体制〕 注意報 発表 警報 発表	軽微な修正
第4章 水防協力団体			
第5章 観測、通報等			
第3節 洪水予報			
13	水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣と気象庁長官もしくは水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき知事と気象庁長官は、次の河川について洪水予報を行い、 <u>氾濫注意情報（洪水注意報）</u> 、 <u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u> 、 <u>氾濫危険情報（洪水警報）</u> 、 <u>氾濫発生情報（洪水警報）</u> を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。	水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣と気象庁長官もしくは水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき知事と気象庁長官は、次の河川について洪水予報を行い、 直ちにその事項 を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。	滋賀県水防計画の記載にあわせるもの
13	(1) 知事及び彦根地方気象台より発表される洪水予報 イ 洪水予報の種類と基準 洪水予報の種類は、 <u>氾濫注意情報（洪水注意報）</u> 、 <u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u> 、 <u>氾濫危険情報（洪水警報）</u> 、 <u>氾濫発生情報の4種類</u> で、琵琶湖の5点平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）を対象基準として発表を行う。 ○氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。 ○氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）を超える洪水となることが予想されるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。 ○氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。 ○氾濫発生情報は、琵琶湖で氾濫が発生したときに発表する。 【新設】	(1) 知事及び彦根地方気象台より発表される洪水予報 イ 洪水予報の種類と基準 洪水予報の種類は、 <u>氾濫注意情報（洪水注意報）</u> 、 <u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u> 、 <u>氾濫危険情報（洪水警報）</u> 、 <u>氾濫発生情報</u> 、 <u>氾濫注意情報解除（警戒情報解除）</u> 、 <u>氾濫注意情報解除の6種類</u> で、琵琶湖の5点平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）を対象基準として発表を行う。 ○氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。 ○氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）を超える洪水となることが予想されるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。 ○氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。 ○氾濫発生情報は、琵琶湖で氾濫が発生したときに発表する。 ○ 氾濫注意情報（警戒情報解除）は、氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、基準地点の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く） 、または、 氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く） に発表する。 ○ 氾濫注意情報解除は、氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったときに発表する。	滋賀県水防計画の記載にあわせるもの
第5節 水位情報の通知（水位周知河川）			
20	水防法第13条の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について、 <u>避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）</u> を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、 <u>水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</u>	水防法第13条の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について、 特別警戒水位（避難判断水位） を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、 水防管理者及び量水標管理者等 に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。	滋賀県水防計画の記載にあわせるもの
第6節 市民への伝達			
22	災害時要援護者関連施設	要配慮者利用施設	用語の修正
第6章 水防倉庫・資機材と費用負担			
第7章 住民の水防活動と関係機関への支援要請			
第8章 水防訓練と水防活動報告			
第9章 危険情報の提供（洪水ハザードマップの作成）			

別紙2 風水害等対策編p154

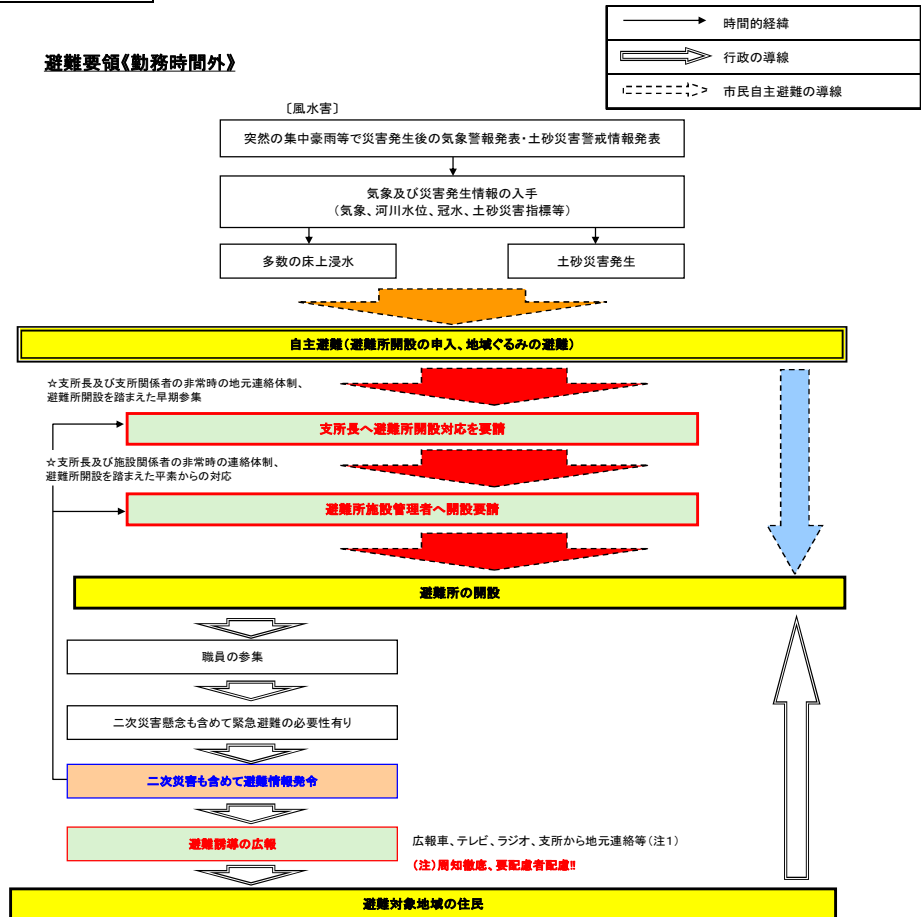
修正前

避難要領<勤務時間外>



修正後 (案)

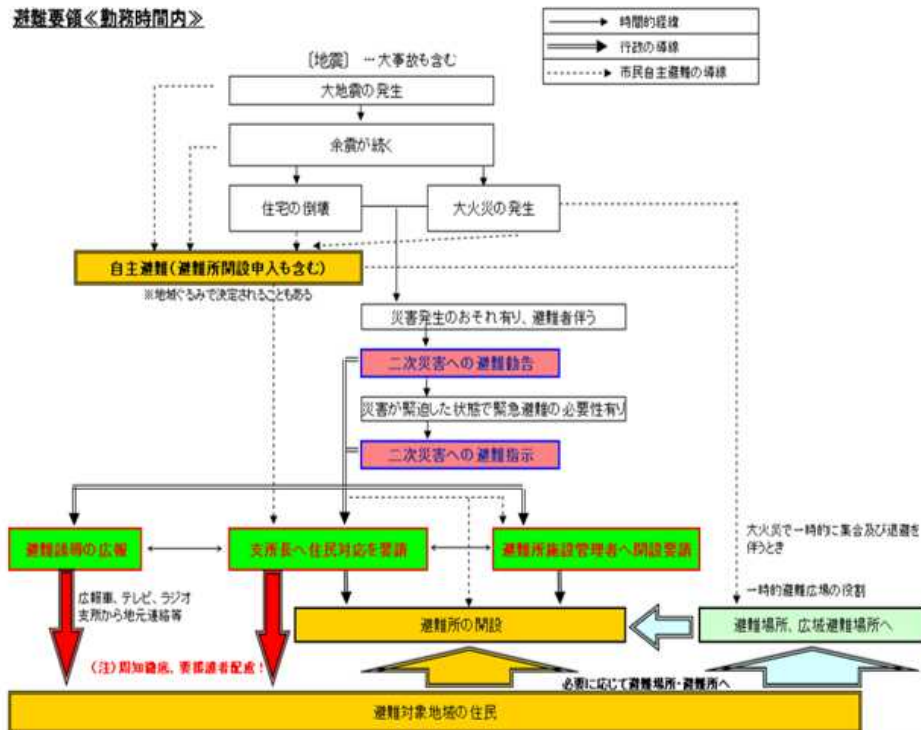
避難要領<勤務時間外>



別紙3 震災対策編p165

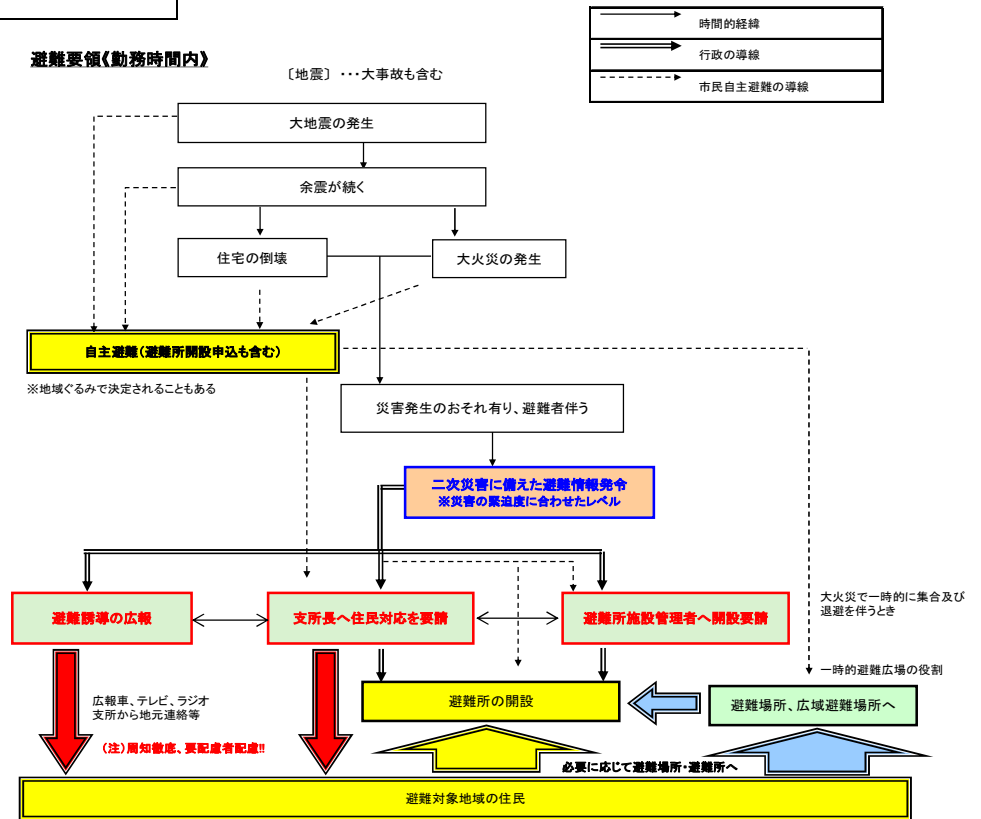
修正前

避難要領《勤務時間内》



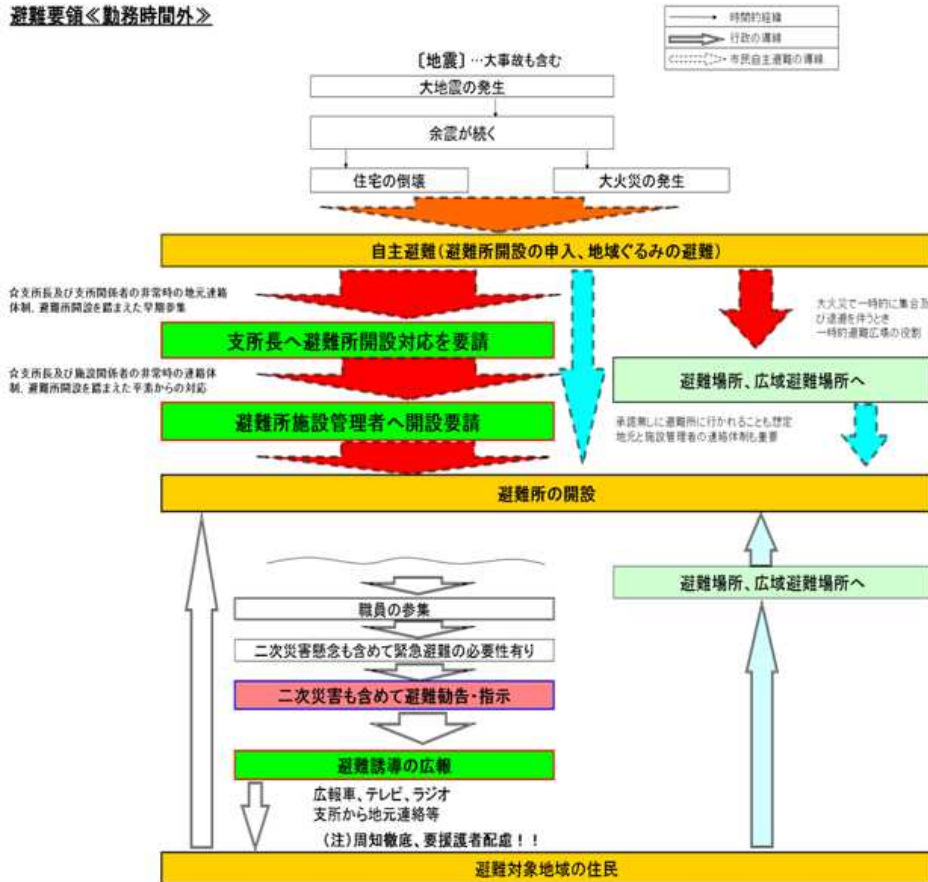
修正後（案）

避難要領《勤務時間内》



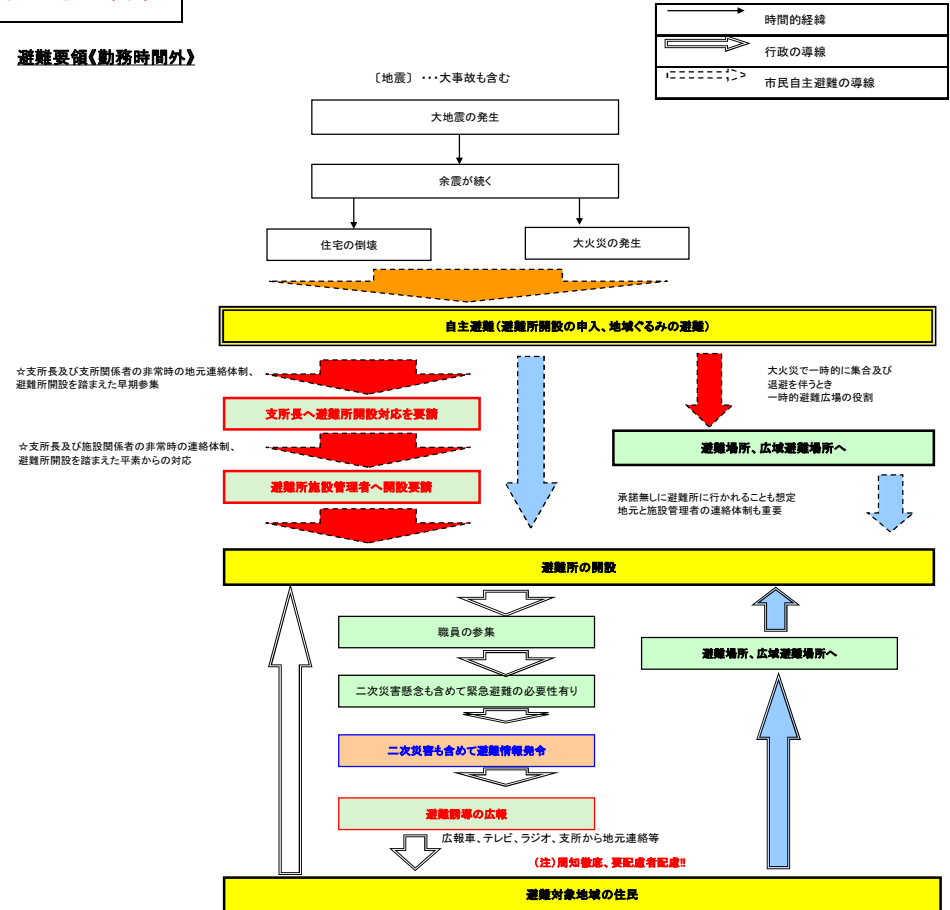
修正前

避難要領《勤務時間外》



修正後(案)

避難要領《勤務時間外》



大津市が実施する 防災関連事業について

令和8年3月17日

大津市防災会議

主な事業等

■ [充] 段ボールベッド、間仕切りテントの備蓄

災害時の避難行動要支援者の避難生活やプライバシー等に配慮し、避難所の良好な生活環境の確保を図った。

→ 実績 3,465千円（段ボールベッド）
1,343千円（間仕切りテント）



危機・防災対策課

■ カセットボンベ式発電機の備蓄

福祉避難所に停電時の非常用電源を確保することで避難所環境の改善を図った。

→ 実績 947千円



危機・防災対策課

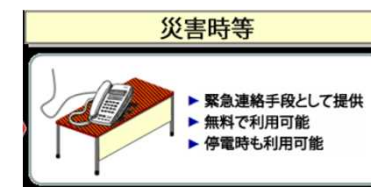
■ [新] 特設公衆電話の設置

NTTと連携し、指定避難所である小・中学校の体育館等に特設公衆電話を設置することで、災害時における避難者等に対する通信手段の早期提供を図った。

→ 実績 859千円（429千円 県補助金あり）

ウォルボックス 54か所設置完了

→ NTTによる電話線引込工事：令和7～8年度



危機・防災対策課

令和7年度実施事業について（防災関連）

■ 学区自主防災組織活動補助金

学区自主防災組織を対象に、防災訓練、防災啓発、防災教育、防災資機材の整備などにかかる経費の補助を行った。(上限額:100千円)

→ 実績 3,600千円



予防課

■ [新]ポケットおおつ（避難所受付アプリ）の構築

避難所に設置した二次元コードをスマートフォンで読み取ることで、避難所チェックインが可能となり、避難所の状況を迅速かつ正確に把握できるよう構築。

→実績 18,436千円

→アプリリリース開始：令和7年10月14日



DX推進室

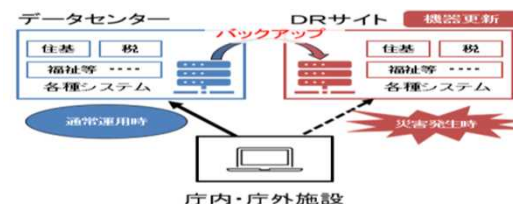
■ DRサイトの更新

災害発生時にも業務を継続するため、重要なシステムやデータのバックアップ環境であるDRサイトの機器更新を行った。

→実績 委託料：13,200千円

賃借料：4,971千円

→令和8年2月更新完了



情報政策課

令和7年度実施事業について（防災関連）

■ **[新]**災害弔慰金等支給審査委員会設置

災害弔慰金等の支給にかかる審査委員会を条例により設置し、大津市医師会等から委員を推薦いただくなどの協力を得て、体制を整備した。

福祉政策課

■ **[充]**避難行動要支援者システム地図情報更新

避難行動要支援者システムの住宅地図情報を更新し、ハザードマップと重ねることで、要支援者がハザードエリアに住んでいるか否かを把握している。発災時の安否確認・避難支援等に役立つため、最新の情報を避難行動要支援者名簿に反映させた。

→実績 4,193千円



福祉政策課・長寿福祉課

■ **[新]**在宅人工呼吸器利用者の非常用電源装置購入補助

24時間在宅で人工呼吸器を利用されている方を対象に、災害時に生命を守る備えの一助として、人工呼吸器の非常用電源の購入費助成を令和7年8月1日から開始した。

→助成件数：4件（令和8年2月末時点）

障害福祉課

令和7年度実施事業について（防災関連）

■ 庁舎整備基本計画策定支援業務委託

公園と一体となった庁舎整備による交流の創出や防災力の向上を軸に、庁舎整備基本計画を策定した。

→実績 20,746千円

→令和6年7月12日～令和7年7月31日

管財課庁舎整備室

■ **[新]**既存盛土等安全性把握のための優先度評価業務

盛土等に伴う災害防止のため、既存盛土等の安全性把握調査の必要性を判断するための優先度評価を実施した。

→実績 18,480千円

開発調整課

■ 防災重点農業用ため池の防災対策事業

国の農村地域防災減災事業等を活用した防災重点農業用ため池の防災対策事業を実施した。

→実績 ため池改修基本設計等委託料 71,913千円

ため池廃止工事請負費 45,774千円

田園づくり振興課

令和7年度実施事業について（防災関連）

■ 既存建築物耐震改修促進計画の推進に要する経費

既存建築物耐震改修促進計画改定業務の実施。

→実績 7,150千円

建築指導課

■ 木造住宅耐震化促進事業

→実績 木造住宅耐震診断員派遣 1,456千円 (28件)
木造住宅耐震補強案作成 2,488千円 (29件)
木造住宅耐震改修等補助 1,700千円 (3件)

建築指導課

■ 中学校体育館空調設備整備

熱中症対策や避難所機能向上を目的として、中学校14校において
体育館空調設備を設置

→実績 1,030,898千円

→令和6～7年度



教育総務課

1 市役所庁舎整備

- 新庁舎整備基本設計
- 【新】文書管理適正化支援
- 皇子山総合運動公園内広場・テニスコート解体工事

2 災害に強いまちづくり

- 大型トイレカー整備事業
- 【充】個別避難計画作成業務
- 【新】感震ブレーカー設置補助金
- 【新】葛川地区における通信環境整備
- 【充】木造住宅耐震改修等事業費補助金
- 小学校等体育館空調設備整備
- 水害ハザードマップの作成業務

3 消防・救急体制の充実

- マイナ救急の運用
- AED運搬支援システム（AED GO）の運用
- 【新】北部クリーンセンタープラ容器資源化施設の消火設備整備
- 【新】東消防署屋上等改修工事の設計

主な事業 事業経費 スケジュール等

■新庁舎整備基本設計

管財課庁舎整備室

皇子山総合運動公園（一部）で、敷地の特性を活かし、公園と一体となった新庁舎を整備することで、「交流の創出などによるまちづくりの効果」及び「防災拠点として防災力の向上」を目指し、基本設計を行う。

→391,600千円（令和8年度現計化分）

令和8年度 391,600千円（基本設計に係る費用）

令和10年度 753,893千円（実施設計に係る費用）

※令和10年度は債務負担行為設定額

→スケジュール

令和8年度：基本設計 令和9年度～10年度：実施設計



主な事業 事業経費 スケジュール等

■ [新]文書管理適正化支援

新庁舎で管理する文書量を最小限（ムダを持ち込まない）とするために実施する公文書管理制度及び運用の見直し、現状の各所属の文書量調査及びそれらの結果を踏まえた文書削減計画の策定並びに各所属の文書削減作業など、文書管理適正化の取組に必要な支援を行う。

→0千円（令和8年度現計化分）

（内訳） 令和8年度 0千円 令和9年度 23,760千円

管財課庁舎整備室

→スケジュール

令和8年度 制度の運用の見直し、現状調査、削減計画策定

令和9年度 文書の削減、整備、フォローアップ

■ 皇子山総合運動公園内広場・テニスコート解体工事

新庁舎の建設予定地を国から取得するに当たり、国において土壌汚染調査及び地下埋設物調査が実施されることから、市が設置した広場及びテニスコート等の撤去工事を行う。

→74,851千円（令和8年度現計化分）

（内訳） 令和7年度 49,900千円 令和8年度 74,851千円

管財課庁舎整備室

→スケジュール

	(R8) 2月	3月	4月	5月	6月	工期末
発注・契約	発注	契約				
工事		準備工	施工	施工	施工	施工

主な事業 事業経費 スケジュール等

■ 大型トイレカー整備事業

大規模災害において、断水や配管の破損により、トイレが使えない事態に備え、災害時における安全で快適なトイレ環境の確保を図る。

→予算額 30,000千円

→スケジュール 令和9年3月導入予定

危機・防災対策課



■ [充] 個別避難計画作成業務

水防法の改正に伴い、大河川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のハザードリスクの高い優先作成対象者の範囲に中小河川の浸水想定区域にお住まいの方を新たに追加し、個別避難計画の作成に取り組む。

→予算額 3,507千円

危機・防災対策課



■ [新] 感震ブレーカー設置補助事業

大規模地震時における電気火災対策として、感震ブレーカーの設置にかかる補助を行う。

→予算額 3,000千円

→スケジュール 令和8年6月開始予定

予防課

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)
	
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。
約5~8万円 (標準的なもの)	約2万円
電気工事が必要	電気工事が必要

主な事業 事業経費 スケジュール等

■ [新]葛川地区における通信環境整備

災害時の情報伝達手段の多重化として、クラウド型防災行政無線を導入し、災害に強い通信環境の整備を行う。

→予算額 3,277千円

→スケジュール 令和8年10月整備予定

危機・防災対策課

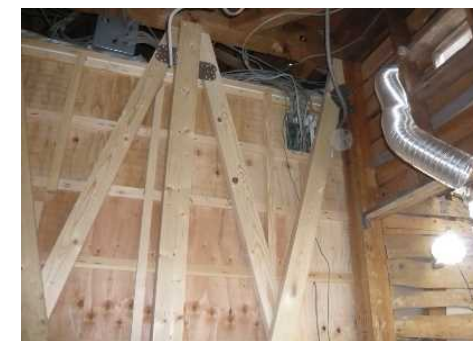


■ [充]木造住宅耐震改修等事業補助

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事に要する経費に対する補助を拡充するとともに、除却に要する経費についても補助対象とする。

→予算額 8,250千円

建築指導課



■ 小学校等体育館空調設備整備

熱中症対策及び避難所としての機能強化を目的として、小学校体育館にも空調設備を設置する。

→予算額 小学校 172,000千円 (10校)

中学校 19,200千円 (1校)

教育総務課



主な事業 事業経費 スケジュール等

■ 水害ハザードマップの作成業務

水防法の改正により滋賀県が公表した「洪水浸水想定区域図」の更新を受け、大津市の水害ハザードマップの作成を行う。

→予算額 18,000千円
(令和7年度国補正措置)

危機・防災対策課

主な事業 事業経費 スケジュール等

■ マイナ救急の運用

救急隊員が傷病者の健康保険証として利用登録されたマイナンバーカードを活用し、傷病者の医療情報等を把握して、円滑に搬送先医療機関を選定する。

→562千円

警防課



■ AED運搬支援システム (AED GO) の運用

ボランティア登録された方に、心肺停止事案の発生とAED設置場所を通知し、救急現場へのAED搬送と応急手当の要請を行い、救急隊到着前にAEDの活用を促進し、救命率のさらなる向上を目指す。

→1,682千円

通信指令課



■ [新] 北部クリーンセンタープラ容器資源化施設の消火設備整備

プラスチックごみに混入したリチウムイオン電池等の小型充電電池が内蔵された電子機器による火災への対応のため、受水槽、給水ポンプ、散水設備等の消火設備を設置する。

→29,097千円

北部クリーンセンター

■ [新] 東消防署屋上等改修工事の設計

本市東部地域における消防防災活動の拠点となる東消防署の屋上・外壁防水等の改修工事に向けた設計を実施する。

→予算額 6,210千円

→スケジュール 令和8年7月開始予定

消防総務課

